

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 人事交流に関する 覚書

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43511

日本側案外 98

秘
無期限

条約課長 (11日) 参事 北米科課長

日本国政府及琉球政府間の
人事交流に関する電書案について

4.5.9.8
米北1 (吉川)

3号に供覧した本件電書案につき、
対岸平河当省のコメント (別添3)

及琉球政府の意見を取入れ、修正
の上、別添2の最終案を送付越

(たゞ、当省(米北1)において別添1
のとおり英訳文案を作成した。

ついで、本英訳 draft を在京米国
大使館に提示すこととした。

追って、対岸平河 9月16日付の正式電書
交換を完了した旨を望越し、2009年2月

御参考を以て、申し添え奉る。

御送付とされた上、在米米北1 (吉川) へ申し送りすることになった。なお、概算を在米米北1へ内報済。

別添1

MEMORANDUM

Concerning the Personnel Exchange
between the Government of Japan
and the Government of the Ryukyu Islands
(Draft)

1. Purpose of the Memorandum

rules and procedures

This Memorandum shall provide for the clauses necessary for the personnel exchange between the Government of Japan (hereinafter referred to as "GOJ") and the Government of the Ryukyu Islands (hereinafter referred to as "GRI") based on the Recommendation No. 35 of the Advisory Committee to the High Commissioner of the Ryukyu Islands ("Promotion of Personnel Exchange") and other recommendations connected with the personnel exchange, for the purpose of raising the administrative executive standards in Okinawa as a part of the preparatory proceedings for the reversion of Okinawa.

2. Decision of Assignment

The officials to be dispatched by GOJ to GRI and by GRI to GOJ shall be selected respectively through the recommendation of GOJ and through that of GRI, based on the personnel exchange program agreed upon between GOJ and GRI, and under the mutual understanding of the both Governments.

3.

The dispatch of the officials to GRI to GOJ is to be...

3. The Status of Officials dispatched by GOJ and those dispatched by GRI

(1) GRI shall employ, ^{in accordance with the required} ~~through the necessary~~ procedures, officials dispatched by GOJ in accordance with 2. above as duly appointed GRI officials. ^(Section)

(2) GOJ shall employ, ^{in accordance with the required} ~~through the necessary~~ procedures, officials dispatched by GRI in accordance with 2. above as duly appointed GOJ officials. ^(Section)

4. ^{Entry into Force} ~~Effectuation~~ of the Memorandum

This memorandum shall come into effect ^{as of} ~~from~~ the date when it is signed by GOJ and GRI, and ^(when) ~~USCAR~~ gives its approval of the signature ^{for} ~~of~~ ^{by} ~~of~~ GRI.

Date:

Date:

Director,
General Affairs Division,
Okinawa-Northern
Territories Agency, GOJ

Director,
General Affairs Department,
GRI

On behalf of the High Commissioner,
I hereby concur this Memorandum.

Date:

Director,
General Affairs Department,
USCAR

日本国政府及び琉球政府間の人事交流に関する覚書(案)

1. 覚書の趣旨

この覚書は、沖縄の復帰準備の一環として沖縄における行政水準の向上等を図るため、日本航空協同委員会報告第35号「人事交流の推進に關して」及び「これに関連するその他の報告」に基づき日本国政府(以下「本土政府」という。)及び琉球政府間の人事交流に關し、必要事項を定めるものとす。

2. 派遣の決定

本土政府から琉球政府への職員派遣又は琉球政府から本土政府への職員の派遣は、本土政府と琉球政府との間合意した人事交流計画に基づき、本土政府又は琉球政府がその派遣すべき者を推せんし、相互の了解の上にてこれを行はうものとする。

3. 本土政府派遣職員及び琉球政府派遣職員身分

(1) 琉球政府は、上記2に於き本土政府が派遣した者を、必要の手續を経て琉球政府職員として正式に任用する。

(2) 本土政府は、上記2により琉球政府が派遣した者を、必要の手續を経て、本土政府職員として正式に任用する。

総 理 府

B-1 本館533マツキ-194 (11月25日の)

130

椅子
椅子
椅子

椅子
椅子
椅子
椅子

4. 署名の効力

この署名は、日本政府及び琉球政府が署名を終え、かつ、琉球政府の署名について米国民政府の承認が与えられた日に効力を発する。

日本政府
沖縄・北方対策庁総務部長

昭和 年 月 日

琉球政府
総務局長

昭和 年 月 日

高等幹務官に代つて承認する。

米国民政府
総務部長

昭和 年 月 日

取扱注意

PP. 2 出いりつて外北米洋了私下
アメリカ局長 参事 別添3
条約課長 法規課長 北米第一課長

日本国政府及び琉球政府間
人事交流に用いたる電書案に付

45.8.12
米北1(吉川)

対策予作成の本件電書案(別添1)は
昨年11月沖繩事務所から民政府及び
米北1(吉川)

琉球政府と非公式に協議の上作成した
案文に基いたるものであり、対策予案に
(別添2)

用いたる材料及び関係事項の説明
のとおり。

記

電書の趣旨に付

日琉間人事交流に用いたる1968年
4月9日付諮問委員会勧告第2号(琉

① 14日(金)の対策予案と9日遼東通信公議に對策予案より本件を提案する予定

大保健学部等への教授の派遣)及び
1969年7月16日付同委員会勧告

第35号(琉球政府行政分野への職員
の派遣)に基いたる人事交流の促進方

高等弁務官に勧告を以てし、
8月5日の沖繩復帰準備委員会(第5回)

に提出された代理会議の報告に於いて
返還時に於ける民政の諸権限の移行に

関係する米国の包括的提案を
検討中の旨明らかとなり、従って

この旨を本項に明記するに必要と考へた。

(米側は12関係にてもその目的
あり)

右案の趣旨は、琉球復帰準備委員会の報告に於いて、返還時に於ける民政の諸権限の移行に關係する米国の包括的提案を、検討中の旨明らかとなり、従ってこの旨を本項に明記するに必要と考へた。

2. 項 「派遣の決定」について

(1) 「本土政府と琉球政府の間に合意」云々の「合意」の形式について、対等条

は文書に於てか、または口頭にて合意とすべしと云うは具体的にはどうなるか

類である。

(2) しかし、本件電書に於て人事交流計画の原則が確定されること、

個々の派遣人員、派遣先等につき日琉間の合意は、予算支出の他の

手続の必要上、文書に於て必ずしも思料するが、「文書に於て合意」と明記

すべきである。

(3) 以上、本年11月沖縄事務所が民政庁と非公式に協議した際、米側は

「米国民政府と協議の上」の辞句挿入を要望した経緯があるが、今日

に於いては、その必要はないと考へる。

3. 項 「派遣職員的身分」について

(1) 本土派遣職員が本土国家公務員的身分を保持したる、琉球政府

職員として正式に任用されることは従来国降機関に派遣される国家

公務員を休職して派遣することにも鑑み、同様の取扱いは可能と考へる。

(対等条もこの方法を採用する考へるべきである。)

(2) 琉球に本土に派遣した公務員、
身分をどう扱つかは、琉球に一律の中
身のと考える。

4項 「本土政府派遣職員給与及旅費」に2、2

(1) 「沖縄、北方対策等沖縄事務局職員
に就く者」とは、同事務局職員と

して派遣する、実際は琉球の機
関において勤務する者で、現在

模範農場職員及び動物検査官等
に就く。

また 琉球民法 53号に「給
料、扶養手当及び期末手当以外、給

与」とは 通勤手当、超過勤務手当、
夜勤手当、特殊勤務手当、管外勤

務手当に就く。

(2) 「国の機関の依頼に応じ出張し
て居る者」とは 琉球保健学部に派遣

する者をいふ。

また 「琉球政府及び本土政府等

の派遣職員に就く立法」は、
現在立法院において審議中であり、

法律は別添³のとおりにある。

(3) 「上記(1)及び(2)に規定する者以外
の者」とは 雇用促進事業団の

派遣した職員をいふ。

6項 「本土政府派遣職員公務災害補
償及福祉」に7、7

(1) 沖縄事務局職員(水)者とその他者(休職者→~~に~~なり)派遣された者)

との間には^差不^同な福利厚生条件に差あり(例として、医療費は本土10割、

沖縄7割支給)、これを調整する必要がある。

(2) 「共済組合制度等」として国家公務員共済組合法及び国家公務員等

退職手当法をそれぞれ(附帯条項説明)の。本項(1)との関連として、

適用法令を明記するときは出来る。

10項「覚書」の効力」に付いて

附帯条項として、日米琉球政府担当官の署名と義務づけられる覚書本文中

~~この中で米側は一切無視(七文)、本項の「効力」は、米側に加え~~

~~ること、米側に対して唐突の感を与え~~

~~ておらる。~~
^{形を以て}
従来覚書~~は、何らかの形で米~~
米国民政府と日米琉球政府に介入

~~されておる。~~
(この中)の趣旨を諮詢委員会

準備委員の作業につき明記(七文)の場合、
従って、附帯条項として取り扱われる

とすべし、本項は琉球政府の地位を勘案し、この旨に修正すべきである。
^{附帯条項}

「この覚書は、日本政府及び琉球政府が署名を終え、且つ琉球

政府の署名については米国民政府の承認が与えられた日に効力を発する。

とし、また「米国民政府總務部長」の上段に「高等弁務官に代りて

承認する。」の辞句を挿入す。

なお、氏名は並列とせず、米国民政

府總務部長は下に(1)下位のが適当であると考へる。

別添 /

日本国政府及び琉球政府間の人事交流に関する覚書(案)

45.8.6

1 覚書の趣旨

二の覚書は、沖縄の復帰準備の一環として沖縄における行政水準の向上等を図るため、日本国政府(以下「本土政府」という。)及び琉球政府間の人事交流に関し必要な事項を定めるものとする。

2 派遣の決定

本土政府から琉球政府への駐員の派遣又は琉球政府から本土政府への駐員の派遣は、本土政府と琉球政府の間で合意した人事交流計画に基づき、本土政府又は琉球政府がその派遣の要する者を推せんし、相互の了解のもとにこれを行なうものとする。

3 本土政府派遣駐員及び琉球政府派遣駐員の身分

- (1) 琉球政府は、上記及び本土政府から派遣した者(以下「本土政府派遣駐員」という。)を所要の手續を経て琉球政府駐員として正式に任用する。
- (2) 本土政府は、上記及び(1)琉球政府から派遣した者(以下「琉球政府派遣駐員」という。)を所要の手續を経て本土政府駐員として正式に任用する。

① 琉球政府の派遣員
② 本土政府の派遣員
③ 正式に任用
④ 正式に任用
⑤ 正式に任用

4 本土政府派遣職員の給与及び旅費

(1) 本土政府派遣職員のうち沖縄・北方対策庁沖縄事務局職員である者の給与については、琉球政府は、一般職の職員に同じく立法

(1954年立法第53号)の規定に基づく給料、扶養手当及び期末手当

以外の給与を支給する。
通勤手当、退還旅費手当、夜勤手当、特殊勤務手当、管外勤務手当

(2) 本土政府派遣職員のうち国の機関の依頼に応じ出張している者

の給与については、琉球政府は、琉球政府及び本土政府等が派遣

する職員の場合に同じく立法(1970年立法第 号)第3条に規

定する特別手当以外の給与を支給しない。

(3) 本土政府派遣職員のうち上記(1)及び(2)に規定する者以外の者の

の給与については、琉球政府は、一般職の職員の給与に同じく立

法の規定に基づき当該職員に支給されるべきすべての給与を支

給する。

(4) 本土政府派遣職員に係る旅費のうち沖縄への赴任及び沖縄

離島の帰任に要する旅費は、本土政府の負担とし、その他の

旅費は、琉球政府の負担とする。

5 琉球政府派遣職員の給与及び旅費

(1) 琉球政府派遣職員の旅費については、本土政府は、一般職員の職員に同する法律(昭和25年法律第95号)の規定に基づき当該職員に支給されるべきである旨を支給する。

(2) 琉球政府派遣職員の旅費については、本土への赴任及び本土からの帰任に要する旅費は、琉球政府の負担とし、その他の旅費は、本土政府の負担とする。

6 本土政府派遣職員への公務災害補償及び福祉

(1) 本土政府派遣職員に係る公務災害補償については、沖縄、北方対策庁沖縄事務局職員である者には、国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)の規定を適用し、その他の者は琉球

日琉間の
相違点
ありか?

政府公務員災害補償法(1969年立法第130号)の規定を適用
する。

(2) 本土政府派遣職員に係る共済組合制度の福祉については、

本土政府の職員である者には、本土政府職員の福祉に関する制度を適用し、その他の者は、琉球政府職員の福祉に関する制度を

日琉間の
相違点
ありか?

適用する。

③ 本土政府派遣職員への住宅の供与については、別に本土政府と琉球政府との協議を要するものとする。

7 琉球政府派遣職員への公務災害補償及び福祉

(1) 琉球政府派遣職員に係る公務災害補償については、国家公務員災害補償法の規定を適用する。

(2) 琉球政府派遣職員に係る共済組合等の福祉については、本土政府職員への福祉に関する制度を適用する。

(3) 琉球政府派遣職員への住宅の供与については、別に本土政府と琉球政府との協議を要するものとする。

8 人事記録事項の通報

本土政府及び琉球政府は、派遣した職員への人事記録を相互に通報するものとする。

9 疑義解釈等

この草案の規定に疑義が生じた場合、または細目と決めの相違を生じた場合には、その釐清、本土政府と琉球政府が協議して定めるものとする。

第10号
1000

10 覚書効力

二の覚書は、下記の三者のすべてが署名を終えた日に効力を発する。

日本政府

琉球政府

琉球列島米国民政府

沖縄北方庁長官

総務局長

総務部長

年 月 日

年 月 日

年 月 日

- ① 言語同音類語と類似するもの
- ② 準備作業との関連の取扱い
- ③ 米側の排除処置と関係する対策等は別系統と見做すこと

適用はなし

参考

昭和45年度人事交流計画 (案)

1 昭和45年度における本土政府及び琉球政府間の人事交流計画は、次のとおりとする。

1 本土政府派遣職員に派遣先及び人員

Ⅲ 行政府 11人

・ 参考官級 4人

(総務局 2名 自治 2名 農林局 建設局 各1名)

・ その他 3人

(救護班団長 2名 動物防疫官 1名)

Ⅱ 琉球大学保健室 7人

計 14人

2 琉球政府派遣職員に派遣先及び人員

内閣法制局 1人

沖縄北方対策庁 1人

農林省 1人

建設省 1人

自治省 1人

計 5人

取扱注意

北米第一課長

日本国政府及び地球政府内
人事交流に関する電書(案)

4.8.7
米北1

7日対策第81、本件電書案を送付
越1702、取敢之ヲ供覧、7-181。

追々(案) 本件電書ニ諮問委員会及
準備委ニ対シ民政諸機能ノ移行ニ

伴ハ人事交流トノ関連、(2)日仏
各政府職員ノ派遣先政府ニ対シ正式

任命ニ伴ハ身分上ノ問題、(3)公務
災害補償法適用上ノ問題等ニツキ検討

トシ要ニあり、研究ヲ行改メ

同題トシテ考エテ、17参考マデ。
(関係各課ノ意見ヲ托メ)ニトシ、7-1701)

本、対策第81第9コトトシ得テ、旨要望シ

アリテ。

本件電書1702、米北
コトトシ付付途
同トシマシ。

日本国政府及び琉球政府間の人事交流に関する覚書(案)

45.2.6

1 覚書の趣旨

この覚書は、沖縄の復帰準備の一環として、沖縄における行政水準の向上を図るため、日本国政府(以下「本土政府」という。)
及び琉球政府間の人事交流に關し、必要の事項を定めるものとする。

2 派遣の決定

本土政府から琉球政府への駐員(派遣)又は琉球政府から本土政府への駐員(派遣)は、本土政府と琉球政府の間で合意した人事交流計画に基づき、本土政府又は琉球政府が、それぞれ派遣すべき者を推せんし、相互の了解のもとにこれを行なうものとする。

3 本土政府派遣駐員及び琉球政府派遣駐員の身分

- (1) 琉球政府は、上記(2)に於き、本土政府から派遣される者(以下「本土政府派遣駐員」という。)を必要の手續を経、琉球政府駐員として正式に任用する。
- (2) 本土政府は、上記(2)に於き、琉球政府から派遣される者(以下「琉球政府派遣駐員」という。)を必要の手續を経、本土政府駐員として正式に任用する。

4 本土政府派遣職員の給与及び旅費

(1) 本土政府派遣職員のうち沖縄・北方対策庁沖縄事務局職員である者の給与については、琉球政府は、一般職の職員に因る立法(1954年立法第53号)の規定に基づき給料、扶養手当及び期末手当以外の給与を支給する。

(2) 本土政府派遣職員のうち国の機関の依頼に応じ出張している者の給与については、琉球政府は、琉球政府及び本土政府等が派遣する職員処遇に因る立法(1970年立法第 号)第3条に規定する特別手当以外の給与を支給しない。

(3) 本土政府派遣職員のうち上記(1)及び(2)に規定する者以外のものの給与については、琉球政府は、一般職の職員に因る立法の規定に基づき当該職員に支給されるべき給与を支給する。

(4) 本土政府派遣職員に係る旅費のうち沖縄への赴任及び沖縄からの帰任に要する旅費は、本土政府の負担とし、その他の旅費は、琉球政府の負担とする。

5 琉球政府派遣職員の給与及び旅費

(1) 琉球政府派遣職員の場合については、本土政府は、一般職の職員に同する法律(昭和25年法律第95号)の規定に基づき当該職員に支給されるべき寸心の給与を支給する。

(2) 琉球政府派遣職員の旅費については、本土への赴任及び本土からの帰任に要する旅費は、琉球政府の負担とし、その他の旅費は、本土政府の負担とする。

6 本土政府派遣職員への公務災害補償及び福祉

(1) 本土政府派遣職員に係る公務災害補償については、沖縄北方対策庁沖縄事務所職員である者には、国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)の規定を適用し、その他の者には琉球政府公務員災害補償法(1969年立法第130号)の規定を適用する。

(2) 本土政府派遣職員に係る共済組合制度等の福祉については、本土政府の職員である者には、本土政府職員の福祉に関する制度を適用し、その他の者には、琉球政府職員の福祉に関する制度を適用する。

(2) 本土政府派遣職員への住宅の供与については、別に本土政府と琉球政府との協議するものとする。

7 琉球政府派遣職員への公務災害補償及び福祉

(1) 琉球政府派遣職員に係る公務災害補償については、国家公務員災害補償法の規定を適用する。

(2) 琉球政府派遣職員に係る共有組合等の福祉については、本土政府職員への福祉に関する制度を適用する。

(3) 琉球政府派遣職員への住宅の供与については、別に本土政府と琉球政府との協議するものとする。

8 人事記録事項の通報

本土政府及び琉球政府は、派遣した職員への人事記録を相互に通報するものとする。

9 疑義解釈等

二の裏書の規定に疑義が生じた場合、または細目と別表との相違が生じた場合には、その制度、本土政府と琉球政府が協議して定めるものとする。

10 覚書効力

この覚書は、下記の三者の代表者署名を以て終了した日に効力を発する。

日本国政府 琉球政府 琉球列島相国民政府
沖縄北方開発庁長官 総務局長 総務部長

年 月 日 年 月 日 年 月 日

参考

昭和45年度人事交流計画(案)

昭和45年度における本土政府及び琉球政府間の人事交流計画は、次のとおりとする。

1 本土政府派遣職員のリ派遣先及び人員

Ⅲ 行政府 11人

・ 参事官級 4人

(総務局、企画局、農林局、建設局各1)

・ その他 3人

(救護班団長 2 動物検疫官 1)

Ⅱ 琉球大学保健室 7人

計 14人

2 琉球政府派遣職員のリ派遣先及び人員

内閣法制局 1人

沖縄北方対策庁 1人

農林省 1人

建設省 1人

自治省 1人

計 5人

昭和45年度人事交流計画(案)

45. 4. 13

昭和45年度における本土政府及び琉球政府間の人事交流計画は次のとおりとする。

1 本土政府派遣職員が派遣先及び人員

(1) 行政府

7人
 事務官級 4 (総務局長 企画局長 農林局長 建設局長)
 その他 3 (救護長 園芸長 動物検査長)
 琉球大学保健学部 7人 (1922, 960414)
 計 14人 GAIN.

(2) 琉球大学保健学部 7人

(1922, 960414)
 計 14人 GAIN.

2 琉球政府派遣職員が受入先及び人員

内閣法制局 1人
 沖縄地方庁 1人
 農林省 1人
 建設省 1人
 自治省 1人

主任係長(都庁省皇担)

計

5人

琉球政府の人事交流計画

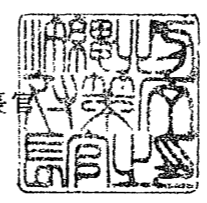
北米才一課長

沖・北対第1469号

昭和45年9月10日

外務省アメリカ局長 殿

沖繩・北方対策庁長官



日本国政府及び琉球政府間の人事交流に関する
覚書について

標記覚書を別添案により締結したいので、米側との折衝方
をお願いします。

(添付書類)

日本国政府及び琉球政府間の人事交流に関する
覚書案 和文 4通

①別添 米北一に2添
②米側との折衝の進捗状況

- 要処理
- 首席事務官
- 南
- 渉外調査
- 漁
- 航空
- 科学協力
- 連絡調整
- 調査
- カナダ
- 局庶務



総 理 府

日本国政府及び琉球政府間の人事交流
に関する覚書（案）

1. 覚書の趣旨

この覚書は、沖縄の復帰準備の一環として沖縄における行政水準の向上等を図るため、日米琉諮問委員会勧告第35号「人事交流の推進について」及びこれに関連するその他の勧告に基づく日本国政府（以下「本土政府」という。）及び琉球政府間の人事交流に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 派遣の決定

本土政府から琉球政府への職員の派遣又は琉球政府から本土政府への職員の派遣は、本土政府と琉球政府との間で合意した人事交流計画に基づき、本土政府又は琉球政府がそれぞれ派遣すべき者を推せんし、相互の了解のもとにこれを行なうものとする。

3. 本土政府派遣職員及び琉球政府派遣職員の身分

- (1) 琉球政府は、上記2により本土政府が派遣した者を、所要の手続きを経て、琉球政府職員として正式に任用する。
- (2) 本土政府は、上記2により琉球政府が派遣した者を、所要の手続きを経て、本土政府職員として正式に任用する。

4. 覚書の効力

この覚書は、日本政府及び琉球政府が署名を終え、かつ、琉球政府の署名について米国民政府の承認が与えられた日に効力を発する。

日本国政府

琉球政府

沖縄・北方対策庁総務部長

総務局長

昭和 年 月 日

昭和 年 月 日

高等弁務官に代つて承認する。

米国民政府

総務部長

昭和 年 月 日

森田君

人交換への関係

日中政府と琉球政府との間
人事交流計画 (Xモリソダ)

45.10.30
米北

1. (1) 本件に関する別添の米側案に²⁰¹⁷対し、~~2~~ 2項及び3項に²⁰¹⁷対し、次々として修正方を
記入した。30日米側^{17次とあり}に提示^{提示}する。

The officials to be dispatched by the GOJ to the GRI and those to be dispatched by the GRI to the GOJ shall be selected by the respective governments in accordance

with the Personnel Exchange Programs to be agreed upon between the GOJ and

the GRI after concurrence by HICOMRY,

(2) 上記に²⁰¹⁷対し、当方²⁰¹⁷に「after concurrence by HICOMRY」を「with concurrence

of HICOMRY」に修正あり旨を述べ、
是等は検討方針とする。

2. 別添 本4項(1)及び(2)本文は
Xモリソダからは削除し、人事交流計画

実施計画案²⁰¹⁷の中に盛り込むこととする。
^{留意}

「GOJ officials to be dispatched by GOJ to GRI under this Program will be responsible

to GRI in performance of their duties as GRI officials."

3. 当方針 本件はソソクは実質的に合意に
達した上で、45年度実施計画案を可決的運

せかに提出すること^が、本年度派遣職員
については既に米側も原則的に了解している

次で、11月2日付で琉球政府の発令
を得ることについては、先方

は、ワシントン訓令は在沖米民政
府当局の承認を条件としており、30日後現

在沖縄からは本件^が越えているが、民政府当
局も上記1.及2の案に異存はないと承知の上、

11月2日付で発令すること^が、差支えない
実際の着任は、45年度実施計画案

が承認されたから(日米側からの提出後数日
内には承認される)とされた旨述べた。

4. 追って、前記1.(2)について米側の同意を得
ることとし(米側が after concurrence -- に

固執の場合には右にてもやむを得ないと思
われる)、前記3.の方針に対処す

ることとし、対策等を通じ琉球政府に
通報することとした。

These GPT officials to be dispatched by GPT to GRI will be responsible for ^{under the personnel exchange program} ~~the~~ ^{this} program.

GRI in the performance of their duties as GRI officials.

上記案を Exchange Program に記入し 10月16日在京米大使館へ提案。
 (条約と協定) 有
 有

秘
無期限

アメリカ局長
参事官
北米才課長

条約課長

日本政府と琉球政府との間の
人事交流に関する覚書

45.10.16
米北 1.

1. 本件に因り、9月21日別添1のとおり⁰⁴¹⁴の案文を在京米大使館を通じて米側へ提示済み

に因り、10月12日同大使館より別添2のとおり
の米側案を提示済み。

2. 米側案²⁰⁷には別添2申添録にて⁰⁴¹⁴アウプ
した部分²⁰⁷が追加及び修正された箇所あり
が、右に於いての交渉次第あり。
(1) 第1項

with a view to facilitating reversion of
Okinawa to Japan. 米側修正^{10月21日}

GA-6

外務省

※ min は、従来、用紙(原則) (Rep Com 交換公文、Principle and guidelines) による facilitatory preparation for reversion of Okinawa である

七条二項

(2) 米側追加の事項

(1) 米側説明によると、~~米側政府~~ ^{ワシントン} 及び在沖米民政府は本項の挿入を強く要望しており、~~米側~~ ^{米側}

自ら米側施^政権にあり琉球政府の中に(米側要求に基づいて) 外国政府たる日本政府の職員等

が配置されることには米側政府として強い関心を有する中で、当該個人が GRI 内において

る地位(米側提案にある Positions) 及び個人の任命(nominalism) について高等弁務官の同意の

程がなされることである。この点について、~~米側~~ ^{米側} 地方は、米側政府が復帰の~~米側~~ ^{米側} 施政権

を行使することについては疑念があるが、~~米側~~ ^{米側} 原則と指針、~~米側~~ ^{米側} 明白に記述されている、平件覚書に高等弁務官が引用されている。

弁務官の権能を揮記する要は存在する旨を明記したが、米側は、人事交流計画(post nom

nominalism) ~~米側~~ ^{米側} 高等弁務官承認に基づいて行なわれるとの趣旨を表現し欲しく、

したがって米側提案の二項の文言には、~~米側~~ ^{米側} 旨を述べた。

(X) 米側提案の二項(1)及び(2)末段

(a) "responsible" ~~米側~~ ^{米側} 米側説明によると

と GRI に派遣される日本人職員は日本政府の指揮・監督を受ける。要するに琉球政府の指

揮・監督に服するとの意味である。(b) 日本政府が派遣される職員は、(a) ~~米側~~ ^{米側}

の上、派遣/ ~~米側~~ ^{米側} 派遣される(GRI の各局に配置される)。

(b) 休職の上、長期出張者として派遣される

(琉大偉習学部員)(c) 沖総事務局員に派遣され、GRI 転写と兼加務 (海上保安庁に派遣)

されている2名、GRI 警備艇の船長及び材料長として参加している) の3名の参加者がいる。

この2名は船舶検査官と、琉大保険学部長

3. 上記の次序のとおり、我々が次に示す案を米側へ提示することと致す。

米側の
(1) 米側修正案について承諾する。

(2) 米側案第3項については、日側案第2

項に74を加え別添3のとおり提案する。

(3) 米側案第4項については、同項(1)を

(2)の本文に削除する。(日側案第3項のとおりとする)

日側案に記されているとおり "as duly appointed. GRI officials" "as duly

appointed GOJ officials" の表現で、当該後 (参照) と日政府との琉球政府との

関係は ~~明~~ 明に示されている。
(前記2.(3)(b)(c)については、米側案どおり

responsible とはと国内法上の問題 ~~は~~ 是の
点、対策案に ~~は~~ 国内法上の問題 ~~は~~ 検討中) 原

本件計画自体、国家公務員法上の問題あり
ない。(休職の場合でも公務員としての職務を

負う以上「~~conflict of loyalty~~」の問題 ~~は~~ 発生し
visualise する ~~こと~~、自衛隊に ~~は~~ 依拠する向
性、

見解、訂正 ~~は~~ (~~は~~) 場合、当該公務員は国内法上
main 幹部 ~~は~~ (~~は~~) 問題あり、本件首長

"responsible..." 文 ~~は~~ 国内法上許す

454 9月21日 22:00 12 終了

控

別添
1
日
付
書

MEMORANDUM

Concerning the Personnel Exchange
between the Government of Japan
and the Government of the Ryukyu Islands

(Draft)

1. Purpose of the Memorandum

This Memorandum shall provide for the rules and procedures necessary for the personnel exchange between the Government of Japan (hereinafter referred to as "GOJ") and the Government of the Ryukyu Islands (hereinafter referred to as "GRI") based on the Recommendation No. 35 of the Advisory Committee to the High Commissioner of the Ryukyu Islands ("Promotion of Personnel Exchange") and other recommendations in connection with the personnel exchange, with a view to raising administrative standards in Okinawa as a part of the preparations for the reversion of Okinawa.

2. Decision of Assignment

The officials to be dispatched by GOJ to GRI and by GRI to GOJ shall be selected respectively through the recommendations of GOJ and through those of GRI, based on the personnel exchange program to be agreed upon between GOJ and GRI, and under the mutual understanding of both Governments.

3.

改
訂
不
可

3. The Status of Officials dispatched by GOJ and those dispatched by GRI

- (1) GRI shall employ, in accordance with the required procedures, officials dispatched by GOJ in accordance with Section 2. above as duly appointed GRI officials.
- (2) GOJ shall employ, in accordance with the required procedures, officials dispatched by GRI in accordance with Section 2. above as duly appointed GOJ officials.

4. Entry into Force of the Memorandum

This memorandum shall come into effect as of the date when it is signed by GOJ and GRI, and when USCAR gives its approval for the signature by GRI.

Date:

Date:

Director,
General Affairs Division,
Okinawa-Northern
Territories Agency, GOJ

Director,
General Affairs Department,
GRI

On behalf of the High Commissioner,
I hereby concur this Memorandum.

Date:

Director,
General Affairs Department,
USCAR

10月12日

DRAFT - OCTOBER 12, 1970 -

MEMORANDUM ON PERSONNEL EXCHANGE BETWEEN THE GOVERNMENT OF JAPAN AND THE GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS

1. Purpose of the Memorandum

This Memorandum shall provide for the rules and procedures necessary for the personnel exchange between the Government of Japan (hereinafter referred to as "GOJ") and the Government of the Ryukyu Islands (hereinafter referred to as "GRI") based on the Recommendation No. 35 of the Advisory Committee to the High Commissioner of the Ryukyu Islands ("Promotion of Personnel Exchange") and other recommendations in connection with the personnel exchange, with a view to facilitating reversion of Okinawa to Japan.

2. Decision of Assignment

The officials to be dispatched by GOJ to GRI and by GRI to GOJ shall be selected respectively through the recommendations of GOJ and through those of GRI, based on the personnel exchange program to be agreed upon between GOJ and GRI, and under the mutual understanding of both Governments.

別添
2
米
留
京
本

V3.

Positions in the GRI which are to be filled by officials to be dispatched by the GOJ shall be subject to HICOMRY concurrence, and no GOJ official nominated for duty with the GRI shall take up that duty until the nomination has received concurrence of the HICOMRY. Concurrences shall be in writing, communicated to both GOJ and GRI.

* (by)
E do

4. The Status of Officials Dispatched by GOJ and Those Dispatched by GRI

(1) GRI shall employ, in accordance with the required procedures, officials dispatched by GOJ in accordance with Section 2 above as duly appointed GRI officials. GOJ officials thus dispatched shall be responsible to the GRI for the performance of their duties.

* (by)
E do

(2) GOJ shall employ, in accordance with the required procedures, officials dispatched by GRI in accordance with Section 2 above as duly appointed GOJ officials. GRI officials thus dispatched shall be responsible to the GOJ for the performance of their duties.

* (by)
E do

5. Entry into Force of the Memorandum

This Memorandum shall come into effect as of the date when it is signed by GOJ and GRI, and when USCAR gives its approval for the signature by GRI.

Date:

Date:

Director, General Affairs Div., Okinawa-Northern Territories Agency, GOJ

Director, General Affairs Dept. GRI

On behalf of the High Commissioner I hereby concur in this Memorandum.
Date:
Director, General Affairs Dept. USCAR

別添
3.

The officials to be dispatched by GOJ to GRI, and those to be dispatched by GRI to GOJ shall be selected by ^(their) respective Governments in accordance with the personnel exchange program to be agreed upon between GOJ and GRI ^(after) ~~thorough~~ consultation with the High Commissioner in the Ryukyu Islands.

⊗ 本件案にて米側が同意しない場合は、
with the concurrence of とする。
人事交流計画について米側の同意を得ることは止むと
できぬものと承知す。

10月19日
22:47
12. 3. 12 3. 12 3. 12

1. Regarding paragraph 1
etc "with a view to facilitating the preparation
for reversion of Okinawa."
(to Japan...)

2. Regarding paragraph 2 and 3
Decision of Assignment
The officials to be dispatched by GOJ to GRI, and those to be dispatched by GRI to GOJ shall be selected by their respective Governments in accordance with the personnel exchange program to be agreed upon between GOJ and GRI after consultation with the High Commissioner in the Ryukyu Islands.

3. Regarding paragraph 4
The following be deleted:
"GOJ officials thus dispatched shall be responsible to the GRI for the performance of their duties."
"GRI officials thus dispatched shall be responsible to the GOJ for the performance of their duties."

本件人事交流計画の覚書に關し米側は、一応

別紙案を前提として日本側が十一月二日付で關係

者へ発令をすことと了承した由。本件計画の因

由は米關係に關しは、對米側より人事院及

統理府人事局等協議の結果として別紙の資料を

米交越として、右資料に關し同下米法務局

の了解を得ることを前提として別紙案を了承し

ることとした。右本日施行の付随的取極の法的性質に關し

は資料即ち参考として別紙を呈する。

米側代表
十月二日

有原事務官

朱給課長

81
紙
1

(10月3日 22時)
4月提示)

11A 2058

DRAFT - OCTOBER 28, 1970

MEMORANDUM ON PERSONNEL EXCHANGE BETWEEN THE GOVERNMENT OF JAPAN AND THE GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS

1. Purpose of the Memorandum

This Memorandum shall provide for the rules and procedures necessary for the personnel exchange ^{to be carried out} between the Government of Japan (hereinafter referred to as "GOJ") and the Government of the Ryukyu Islands (hereinafter ^{in accordance with their respective laws and regulations in force} referred to as "GRI") based on the Recommendation No. 35 of the Advisory Committee to the High Commissioner of the Ryukyu Islands ("Promotion of Personnel Exchange") and other recommendations in connection with the personnel exchange, with a view to facilitating reversion of Okinawa to Japan. ^{the preparations for}

2. Decision of Assignment

The officials to be dispatched by the GOJ to GRI and those to be dispatched by the GRI to GOJ shall be selected by the respective governments in accordance with the Personnel Exchange Programs to be agreed upon between GOJ and GRI ^{the High Commissioner of the Ryukyu Islands} after concurrence by ~~HICOMRY~~ ^(Balabids)

~~with the concurrence of~~ 2月25日 申出

The High Comm
of the Ryukyu
Islands

3. The Status of Officials Dispatched by GOJ and Those Dispatched by GRI

(1) GRI shall employ, in accordance with the required procedures, officials dispatched by GOJ in accordance with Section 2 above as duly appointed GRI officials.

(2) GOJ shall employ, in accordance with the required procedures, officials dispatched by GRI in accordance with Section 2 above as duly appointed GOJ officials. ^{人事院規則}

4. Entry into Force of the Memorandum

This Memorandum shall come into effect as of the date when it is signed by GOJ and GRI, and when USCAR gives its approval for the signature by GRI.

Language to be included in implementing documents (Personnel Exchange Programs).
"GOJ officials to be dispatched by GOJ to GRI under this Program will be responsible to GRI in performance of their duties as GRI officials."

Date: ^{Department}
Director, General Affairs Div.
Okinawa-Northern Territories
Agency, GOJ

Date:
Director, General Affairs Dept.
GRI ^{Department}

On behalf of the High Commissioner I hereby concur in this Memorandum.
Date:

Director, General Affairs Dept.
USCAR ^{Department}

実施細目
投入了3-2-2
半例同意 11月30日

10/28/70
GJ

DRAFT - OCTOBER 28, 1970

MEMORANDUM ON PERSONNEL EXCHANGE BETWEEN THE
GOVERNMENT OF JAPAN AND THE GOVERNMENT OF THE
RYUKYU ISLANDS

1. Purpose of the Memorandum

This Memorandum shall provide for the rules and procedures necessary for the personnel exchange between the Government of Japan (hereinafter referred to as "GOJ") and the Government of the Ryukyu Islands (hereinafter referred to as "GRI") based on the Recommendation No. 35 of the Advisory Committee to the High Commissioner of the Ryukyu Islands ("Promotion of Personnel Exchange") and other recommendations in connection with the personnel exchange, with a view to facilitating reversion of Okinawa to Japan.

the preparations for

2. Decision of Assignment

The officials to be dispatched by the GOJ to GRI and those to be dispatched by the GRI to GOJ shall be selected by the respective governments in accordance with the Personnel Exchange Programs to be agreed upon between GOJ and GRI after concurrence by HICOMRY.

3. The Status of Officials Dispatched by GOJ and Those Dispatched by GRI

(1) GRI shall employ, in accordance with the required procedures, officials dispatched by GOJ in accordance with Section 2 above as duly appointed GRI officials.

(2) GOJ shall employ, in accordance with the required procedures, officials dispatched by GRI in accordance with Section 2 above as duly appointed GOJ officials.

4. Entry into Force of the Memorandum

This Memorandum shall come into effect as of the date when it is signed by GOJ and GRI, and when USCAR gives its approval for the signature by GRI.

Language to be included in implementing documents (Personnel Exchange Programs).

"GOJ officials to be dispatched by GOJ to GRI under this Program will be responsible to GRI in performance of their duties as GRI officials."

Date:

Director, General Affairs Div.
Okinawa-Northern Territories
Agency, GOJ

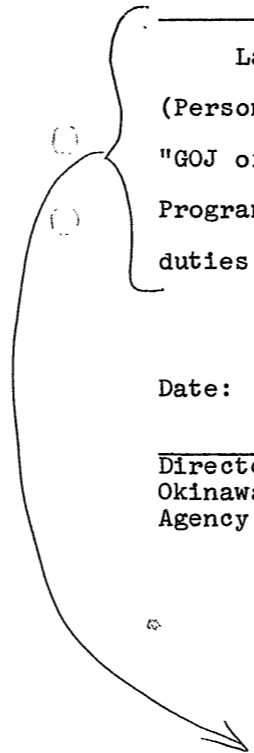
Date:

Director, General Affairs Dept.
GRI

On behalf of the High Commissioner I hereby concur in this Memorandum

Date:

Director, General Affairs Dept.
USCAR



沖繩事務局職員を琉球政府職員に兼任させること
 法律上の問題について

沖繩北方対策庁

本土政府と琉球政府間の人事交流に関し
 日本政府職員身分を有する沖繩事務局の職員が
 琉球政府職員身分を取得し、琉球政府において
 職務を遂行することとする理由は当該職員が沖
 繩事務局の所掌事務の一である琉球政府に対
 する技術指導等を行なうにあたり、その職務を円
 滑かつ効果的に遂行するために便宜上琉球政
 府職員身分を取得することが適当であるとい
 うことにある。

なお、日本政府職員が同時に琉球政府職員
 の身分を有することについては、国内関係法上明文の
 禁止規定はないとはいえ、国家公務員法にいう「職
 務専念義務」との関連において微妙な側面を有
 するのであるが、本土政府職員として円滑かつ効
 果的に遂行するためには便宜上琉球政府職員
 たる身分を取得させることが必要になるから沖繩
 事務局の所掌事務の特殊性を考慮する場合には
 当該事務局の職員が琉球政府の職員たる地位を
 同時に占めることは必ずしも国家公務員法上の
 職務専念義務に違反することとされないものと
 考える。

平和条約関係

る国境判定であつても)、ベルリン問題等を最終的に解決する如き性格の平和条約を単独に締結する資格を国際法上有しないと考へざるをえない。

これに対して日本の場合は(2)に述べたとおりかかる制限が存在せず、日本国政府の統治権行使がSCAPの制約下にあつた事実によつて平和条約締結当事者としての日本の地位・資格は何ら影響をうけなかつたものである。

日・琉の行政機関間取極の法的性質について(昭37.2.15)

1. 平和条約第3条により沖縄は米施政権下にあり、琉球政府又は米民政府はいずれも米法(大統領行政命令)による施政機関として設置されている以上、これを相手として日本政府行政機関が本土・沖縄間の関係を規定する何等かの取極をなすことは、法的には国際間の取極に属し、従つて両地域の行政機関が直接その当事者としてかかる取極をなし得るための日米両政府間の条約又は協定上の根拠を必要とする。

しかるに平和条約第3条にはかかる規定なく、またその他にこの趣旨を規定した日米間の条約、協定も見当たらない。従つて、この状況のままでの、琉球政府若しくは米民政府と日本政府との間の行政機関間の取極は、厳密な法律的地見地からは、その効力並びに基礎とも不安定であるとの感を免れない。

2. しかしながら、従前行われた日・琉間の各種取極は、いずれもこの問題を一応棚上げとして、日本政府行政機関を一方の当事者とし、通常米民政府の承認を得た琉球政府、稀には米民政府を他方の当事者とする両行政機関間の直接取極の方式をとつている。

上記1の疑問点にもかかわらず、あえてこの方法がとられたのは、下記の如き強い内政上の要求に基づくものと解せられる。

(イ) 平和条約第3条以外に沖縄に関する日米間の基本的な条約、協定を結ぶことは、沖縄等の施政権の早期返還を主張する日本の立場を弱める可能性がある。

(ロ) 沖縄は外国領土に非ず、また沖縄住民は日本国民なりとする法的メ

平和条約関係

テータスから見ても、本土・沖縄関係に関し正規の国際間取極の形式をとることは避ける方が望ましい。

(ウ) 琉球政府は内国行政機関に準ずるものとし、これを日本政府各行政機関との取極の当事者として引立てて行くことが政策的にも望ましい。

かかる日本側の内政的配慮に対し、米側もまた自身の政治的配慮から、この種取極方式を徹底的に排除しようとしなかつたことが、この点に関し、深刻な問題を生じなかつた理由と思われる。

3. 日本政府として、日・琉間諸取極の取扱い方針につき、この際取り得べき態度は

(イ) 日米両政府間で改めて日・琉の行政機関間の取極に対する法律的地根拠を与えるため、何等かの取極を行うこと

(ロ) 従前の日・琉間取極を既成事実とし、日米間に関する限り一種の国際慣例たる効力を有つものとしてこれを踏襲することの2つである。

この後者の態度をとる場合にも次の如き法理論的根拠づけは可能であろう。

(イ) 琉球政府又は米民政府と日本政府間で行政機関間取極をなし得ることは、日米両政府間で黙示的に合意されている。

(ロ) 当該行政機関がその取極につき必要な権限をその国内法的根拠により授けられていれば、その取極は法的に有効たることに支障はない。

(備考 大統領行政命令第3条は、「國務長官は、琉球列島に関し、外国及び国際機関との関係の処理について責任を有するものとする」旨規定しているので、琉球政府は勿論米民政府も國務長官の承認を前提とせず、他国の政府又はその行政機関と取極をなし得ない。琉球政府が日本政府とのみならず、（琉球）も行政主席の名において貿易協定を行つてゐることは、当然内部的にその授權があつたものと解せられるところである）

(ウ) 琉球政府・日本行政機関間の取極は、正規の国際間取極ではないが、現実に米國が沖縄に施政権を有する関係より、その効力を補完する意味で、琉球側においては米民政府が承認の副署をする。米民政府のこの承認のサインは上記の日米間の黙示の合意と、琉球政府に対する正当な内部授權行使のあつたことの証左として必要且つ効果的である。

別紙
3

平和条約関係

4. この場合、行政機関間取極の文書様式としては、「覚書」「了解事項」「往復書簡」等が考えられるが、いずれにせよ正規の国際取極たる印象を避ける意味で、「協定」(agreement)の形式又は表現を用いないよう留意されるのみで、その法的な分類基準は従来とも必ずしも明確でない。

極く観念的、常識的な基準として、

(i) 両地域間の継続的、制度的な関係として、双方の行政機関が重要な権利、義務の相互負担を約束するものは、「覚書」とする。(貿易支払いに関する覚書、郵便為替に関する覚書、南大東島の気象観測に関する覚書)

(ii) 一時的、かつ軽度の権利、義務の負担を約束するものは、「了解事項」とする。(教育指導委員派遣の了解事項、西表島調査に関する了解事項、医師派遣に関する了解事項等)

以上の両者とも琉球政府(又はその行政部局)が沖縄側の当事者たる場合は、米民政府の副署を付加する。

(v) いずれかの行政機関が他方に対し自己の負担による行政上の措置を約束する場合、その他日常行政事務的な軽度のものについては、通報と回答の書簡形式をとることもあり、琉球政府側の書簡には、米民政府の副署は付加しない。

との原則的区別が考えられるのみである。

別添 1
国会答弁資料

問 沖縄に対する援助は、条約又は協定によつて行い、国会の承認はこの形式によつて求めるべきではないか。

答 従来政府が沖縄援助のため琉球政府との間に行つてきた取極は、沖縄の置かれている特殊な地位に基づくもので、国際条約ではなく双方の主管行政庁が国内法上の権限の範囲内で行なういは契約的性質の取極であり、従つて条約の形式をとつていない。この種の取極に米政府代表者の副署がなされているのは沖縄側の授權の根拠を明確にする意味でなされているものである。

なお、平和条約第3条にはかかる取極を明示的に認める規定はないが、日米両当局とも、沖縄の特殊な地位にかんがみ沖縄援助に関しては国内法

10月10日

平和条約関係

の範囲内で、かかる取極を日本と行うことは差支えないと考えているものである。(なお、わが国が潜在主権を有する沖縄に対する経済援助につき、国際条約・協定をもつて規定することは、わが国民感情よりしても微妙なものがある。)

別添 2

日琉両政府間において取極められた合意事項の事例

件 名	型 式
1. 本土と南西諸島との間の貿易及び支払いに関する覚書(1952.7.10) 「本土と南西諸島との間の貿易及び支払いに関する覚書の調印についての記録」参照	左に掲げる者は本土と南西諸島との間の貿易を最大限に伸長させる意図をもつて、その貿易及び支払いに関し別紙の措置をとることに同意した。 1952年7月10日 日本側 琉球側 大蔵事務次官 琉球政府商工局長 舟山正吉 瀬長浩 通商産業次官 玉置敬三 経済安定本部副長官 平非富三郎 外国為替管理委員会事務局長 稲垣一吉
2. 別紙覚書第10項「この覚書は南西諸島側がこの覚書につき米国民政府の承認を得たことを本土側に通報し、且つ両当事者間において合意されたこの覚書の効力発生の日から実施する。」	
3. 米琉球政府 在日琉球貿易事務所ノースランド大佐 兼南方連絡事務局長石	

平和条約関係

	非通則あて昭和27年9月30日付書簡をもつて、米民政府は本覚書に同意し昭和27年10月1日から効力発生することを認める旨正式に通報した。(なおその後本件覚書の和英両文各1通が日本側に送付された。)
2. 本土と南西諸島との間の郵便為替に関する覚書(1952.12.29) 「本土と南西諸島間の郵便為替交換実施に関する経緯」参照	左に掲げる者は、琉球政府郵政局においてこの覚書につきアメリカ合衆国琉球民政府の承認を受け、且つ、その承認の日から効力が生ずべきことを条件とし、本土と南西諸島との間に別紙「本土および南西諸島間郵便為替交換実施要領」により、郵便為替の取扱を開始することに同意した。 これがため、この覚書の各1通を郵政省および琉球政府郵政局に保管するものとしてその2通を作成し、署名した。 昭和27年12月12日 郵政省貯金局長 小野吉郎 1952年12月24日 琉球政府郵政局長 平川先次郎 1952年12月29日 右承認する 合衆国民政府副長官 米国防軍准将 ジェイムス・M・ルイス
3. 教育指導委員の沖縄派遣に関する「了解事項」(1959.7.22) 「沖縄教育協力に関する件」参照	小波藏政光 北岡建二 琉球政府文教局長 文部省調査局長 合衆国琉球政府の承認をえて 1959年7月22日 1959年7月1日 本了解事項を承認する

平和条約関係

	Bonner M. Crowford 合衆国琉球民政府教育部長 1959年7月22日
4. 西表島の調査計画に関する了解事項 西表島の資源開発総合調査に関し、日本政府は米側の要望により、本調査の農業部門を担当、10名の農業調査団を同島に派遣した。その際(4)日本政府は自己の負担で2ヶ月間農業技術専門家を派遣する(5)米民政府は、調査に必要な輸送機関、調査器具を提供し、琉球政府よりも所要人員を本調査に参加せしめる(6)本調査の結果は米側に文書をもつて報告する旨の日米間の合意事項を規定したものである。	琉球列島米国民政府 日本政府総理府 首席民政官 特別地域連絡局長 John G. Ondrick 石井通則 昭和35年3月15日 同意して 琉球政府行政主席 「注」米民政府の要 大田政作 請に基づき琉球政 府も本覚書に調 署することを認 めた
5. 南大東島における高層気象観測に関する覚書(1961.1.13) 台風災害防止のため南大東島に高層気象観測所を設けて日米共同で観測を行うこととし、日本政府気象庁は観測に必要な機器及び消耗物品を琉球気象台に無償貸与又は譲与し、琉球気象	日本政府運輸省 琉球政府工務交通部 気象庁長官 琉球気象台長 和達清夫 具志幸孝 昭和35年12月19日 1961年1月13日 上記のことを承認する E. W. Dotson 琉球列島米国民政府 1961年1月13日

- 後の法人税法(以下「新法」という。)の規定は、法人(新法第一條三項に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の一九七〇年七月一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。
- 3 青色申告書に係る規定は、法人の一九七一年一月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。
- 4 新法第十一條五項の規定は、法人の一九七一年一月一日以後最初に開始する事業年度開始の日前五年内に開始した最初の事業年度以後の各事業年度分の欠損金額について適用し、法人の当該最初の事業年度前の各事業年度分の欠損金額については、なお従前の例による。
- 5 一九七一年一月一日以後最初に開始する事業年度開始の日前に開始した各事業年度分の法人税についての新法第十一條五項の規定の適用については、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところによる。
- 一 一九六六年七月一日前に終了した各事業年度、当該各事業年度において青色申告書の提出があつたものとみなす。
- 二 一九六六年七月一日以後に終了し、一九六九年一月一日前に開始した各事業年度、当該各事業年度において改正前の法人税法(以下「旧法」という。)(第二十七條又は第三十條の規定による申告書の提出があつた場合には、当該各事業年度において青色申告書の提出があつたものとみなす。
- 三 一九六九年一月一日以後開始する各事業年度、当該各事業年度において正確な計算に基づく旧法第二十七條若しくは第三十條の規定による申告書又は新法第二十七條若しくは第三十條の規定による申告書の提出があつた場合には、当該各事業年度において青色申告書の提出があつたものとみなす。
- 6 新法第十一條第六項の規定は、一九七〇年七月一日以後に生じた同項に規定する震災、風水害、火災その他規則で定める災害による法人の損失の金額について適用する。
- 7 新法第五十三條の二の規定は、法人の一九七一年一月一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

立法院の議決した琉球政府及び本土政府等が派遣する議員の処遇に関する立法に署名し、ここに公布する。

一九七〇年八月二十七日

行政主席 屈 良 朝 眞

立法院百十二号

琉球政府立法院は、ここに次のとおり定める。

琉球政府及び本土政府等が派遣する議員の処遇に関する立法

(目的)

第一條 この立法は、琉球政府と本土政府等との人事交流のため、本土政府及び雇用促進事業団(雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第十六号)に基づき設立された事業団をいう。以下「事業団」という。)から派遣された職員で琉球政府が採用した職員(以下「派遣職員」という。)(並びに琉球政府が派遣した職員で本土政府が採用した職員(以下「琉球政府派遣職員」という。)(の処遇について定めることを目的とする。

(給与に関する特例)

第二條 派遣職員のうち、人事委員会規則で定めるものには給与、扶養手当及び期末手当は、支給しない。

(特別手当)

第三條 派遣職員のうち、特定の資格若しくは特殊な技術を有するもの又は特殊な職務に従事するものには、特別手当を支給することができる。

2 前項の特別手当の支給を受けることができる者並びに当該手当の額及び支給方法については、人事委員会規則で定める。ただし、琉球大学に勤務する派遣職員の特別手当については、琉球大学教員の給与に関する立法(一九六六年立法第八号)第八條第二項の規定を準用する。

第四條 琉球政府派遣職員は、その派遣の期間中、琉球政府の職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

(琉球政府派遣職員の給与)

第五條 琉球政府派遣職員には、その派遣の期間中、給与及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

2 前項の規定による給与に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。(琉球政府派遣職員の職務への復帰)

平和条約関係

台は自己の職員を使用して所要観測を行い日本気象庁に通報し、且つ、両者は毎年観測実施に必要な財源措置を講ずることを決定した合意事項である。

6. 沖縄無医村への医師派遣に関する了解事項(1961. 1. 21)

米民政府及び琉球政府の要望に基づき、日本政府は昭和35年度及び36年度において沖縄無医村地区に15名の医師を派遣することとし、そのうち8名の医師の給与及び派遣医師の住宅並びに医療設備は琉球政府が負担し、日本政府は7名の医師の給与及び派遣医師の渡航旅費を負担する旨を規定した合意事項である。

琉球政府社会局長 日本政府総理府
特別地域連絡局長
大田 昌 知 大竹 民 涉
昭和36年1月21日
民政官に代つて承認する
琉球列島米国民政府
Kemephis Hinch

「平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律」等の廢止に関する件(昭36.11.6決裁高裁案)

下記の件に關し高裁を仰ぎます。

過日法務省司法法制調査部安原司法法制課長より昭和27年法律第103号「平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律」及び関連政令・規則等の廢止のための法案を次の通常国会に提出したいが外務省側で特に反対する向があるか否か照会越した。

第六條 任命権者は、琉球政府派遣職員についてその派遣の必要がなくなったときは、すみやかに当該職員を職務に復帰させなければならない。

第七條 琉球政府派遣職員は、その派遣の期間が満了したときは、職務に復帰するものとする。

第八條 派遣職員は、琉球政府公務員法(一九五三年立法第四号)第六十六條第二項の規定並びに派遣職員のうち、本土政府から休職措置により派遣された職員には第二号から第五号までの立法、事業団から派遣された職員には第二号以外の各号の立法及びその他の派遣職員には第一号から第五号までの立法は、適用しない。

第九條 この立法の施行に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則
この立法は、公布の日から起行する。

人事委員会事項

人事委員会規則第十六号
人事委員会は、琉球政府及び本土政府等が派遣する職員の起退に關する立法(一九七〇年立法第百二十二号)の規定に基づき、琉球政府及び本土政府等が派遣する職員の給与等に關する規則を次のとおり定める。

一九七〇年八月二十七日

人事委員会委員長 棚原 勇吉

琉球政府及び本土政府等が派遣する職員の給与等に關する規則

(総則)

第一條 この規則は、琉球政府及び本土政府等が派遣する職員の起退に關する立法(以下「法」という。)第二條、第三條第二項本文、第五條第二項及び第九條の規定に基づき、琉球政府派遣職員及び本土政府派遣職員の給与等に關し、必要な事項を定めるものとする。

第二條 本土政府派遣職員の給与等については、法又はこの規則に定めるものを除くほか、一般職の職員の例による。

第三條 琉球政府派遣職員については、その派遣の期間中、法又はこの規則で定める場合を除き、その他の給与は支給しない。

(給与に關する特別)

第一條 法第二條の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、給料、扶養手当及び期末手当は支給しない。

一 琉球大学保健學部及び附屬病院に配置される派遣職員

二 農林局琉球動物検査所に配置される派遣職員

三 厚生局宮古南院に配置される派遣職員

四 労働局総合職業訓練所に配置される派遣職員

五 琉球警察本部に配置される派遣職員

(特別手当の支給範囲及び支給額)

第一條 本土政府派遣職員のうち、特別手当を受けることのできる職員は、次の各号に掲げる職員とする。

一 琉球政府行政組織法(一九六一年立法第百号)第二十三條の二の規則で定める職階に配置される派遣職員

二 第二條第四号の派遣職員

第二條 前項第一号の職員に支給される特別手当の月額は、その者が派遣直前に受けていた給料、扶養手当及び認養手当のそれぞれ百分の三十に相當する額の合計額とし、前項第二号の職員に支給される特別手当の月額は、その者に支給される給料の百分の百に相當する額とする。

第三條 第一項第一号の職員には、期末手当の百分の三十に相當する額を、人事委員会が定める期末手当の支給の月に、前項の額に加えて支給する。

(琉球政府派遣(一)の給与)

販売所 發行所
總務局渉外広報部文書課
總務局財務部庶務課
法印刷

日本国政府及び琉球政府間の人事交流に関する覚書
に基づく昭和45年度人事交流計画(案)

日本国政府及び琉球政府間の人事交流に関する覚書に基づき
昭和45年度における人事交流は、次により実施する。

この計画により琉球政府に派遣される日本国政府職員(以下
「本土政府派遣職員」という。)は、その職務の遂行について琉球政府に責任を
負うものと日本国政府(以下「本土政府」という。)に派遣される琉球
政府職員(以下「琉球政府派遣職員」という。)は、その職務の遂行
について~~琉球~~^{日本国}政府に対し責任を負うものとする。

1. 本土政府派遣職員の派遣先及び人員

行政庁 参事官	4人
(総務庁 企画局 農林局及び建設局各1人)	
農林局 琉球動物検疫所 検疫官	1人
琉球警務本部 保安部 救護艇乗組員	2人
琉球大学 保健学部長及び教員	7人

計 14人

3 本土政府派遣職員の給与及び旅費

(1) 本土政府派遣職員のうち沖縄 北方対策庁 沖縄事務局の職員は
その身分並有する者の給与については、琉球政府は、一般職の職員が給与
に因する立法 (1954年立法第53号) の規定に基づき給与を支給する。
ただし、給料、扶養手当及び期末手当は支給しない。

(2) 本土政府派遣職員のうち琉球大学教員とほる者の給与について
ては、琉球政府は、琉球大学教員が給与に因する立法 (1966年立法
第108号) の規定に基づき給与を支給する。ただし、給料、扶養手当及び
期末手当は支給しない。

(3) 本土政府派遣職員のうち上記(1)及び(2)に規定する者以外の
ものの給与については、琉球政府は、一般職の職員が給与に因する
立法の規定に基づき給与を支給する。

(4) 上記(1)及び(2)に規定する者には、琉球政府は、本土政府派遣職員
の処遇に因する立法の規定に基づき特別の手当を支給する。

(5) 本土政府派遣職員に係る旅費については、沖縄からの帰任に要する
旅費は本土政府の負担とし、その他旅費は琉球政府の負担とする。

4 琉球政府派遣職員の給与及び旅費

(1) 琉球政府派遣職員が給与にかへては、本土政府は、一般職の職員の給与に
に同する法律(昭和25年法律第95号)の規定に基づき当該職員
に支給されるべきであるの給与を支給する。

(2) 琉球政府派遣職員に係る旅費については、本土からの帰任に要す
る旅費は琉球政府の負担とし、その他の旅費は本土政府の
負担とする。

5 本土政府派遣職員が公務災害補償及び福祉

(1) 本土政府派遣職員に係る公務災害補償については、沖縄北方
対策庁沖縄事務局の職員^(b179)身分を有する者には、国家公務員災害補償法
(昭和26年法律才191号)の規定を適用し、次の者には琉球
政府公務員災害補償法(1969年立法第130号)の規定を適用
する。

(2) 本土政府派遣職員に係る共済組合制度等の福祉にかへては、
本土政府の職員^{地位を保有する}者には、本土政府職員の福祉に同する制度を
適用する。

(3) 本土政府派遣職員への住宅の供与については、別に本土政府と琉球政府との協議するものとする。

6 琉球政府派遣職員への公務災害補償及び福祉

(1) 琉球政府派遣職員に係る公務災害補償については、国家公務員災害補償法の規定を適用する。

(2) 琉球政府派遣職員に係る共済組合等の福祉については、本土政府職員への福祉に関する制度を適用する。

(3) 琉球政府派遣職員への住宅の供与については、別に本土政府と琉球政府との協議するものとする。

7 人事記録事項の通報

本土政府及び琉球政府は、派遣した職員への人事記録を相互に通報するものとする。

8 派遣期間

この条項における

本土政府派遣職員及び琉球政府派遣職員の派遣期間は、

昭和47年3月31日までの期間とする。ただし、本土政府及び琉球政府間の協議により、当該派遣期間を延長することかたできる。

(Draft)

Outline of the Personnel Exchange Program
in FY 45.

1. (1) The officials to be dispatched by the GOJ to the ~~GOJ to the~~ GRI have responsibilities to the GRI in carrying out their duties .

(2) The officials to be dispatched by the GRI to the GOJ have responsibilities to the GOJ in carrying out their duties .

2. Position and number of officials

(1) The GOJ's officials to be dispatched to the GRI

Position	Number
Counsellor	4
General Affairs Dept.	
Planing Dept.	
Agriculture and Forestry Dept.	
Construction Dept.	

- 2 -

Quarantine Officer,
Animal quarantine Office,
Agriculture and Forestry Dept. 1

Crew of patrol boat,
Security Section,
Security Division,
Ryukyu Police Headquarters 2

Dean of Health Science Dept.
and Professors of the University
of Ryukyus 7

Total 14

(2) The GRI's officials to be dispatched to the GOJ

Legislation Bureau 1

Okinawa-Northern Territories Agency

Prime Minister's Office 1

Agriculture and Forestry

Ministry 1

Construction Ministry 1

Home Affairs Ministry 1

Total 5

3. Salaries and Travel Expenses for officials to be dispatched by the GOJ

- (1) Officials to be dispatched to the GRI and concurrently attached to the OBONTA, shall be paid by the GRI its allowances which provided for in the Act providing for the Compensation for the Public Service Personnel in the Regular Government Service (Act No. 53, ~~of~~ 1954) but shall not be paid salary, family allowance and premium allowance.
- (2) Professor of the University of Ryukyus to be dispatched by the GOJ shall be paid by the GRI its allowances which provided for in the Act providing for the Compensation for the

Educational

- Educational Personnel of the University of the Ryukyus (Act No. 108, 1960), but shall not paid salary, family allowance and premium allowance.
- (3) Officials to be dispatched by the GOJ other than items (1) and (2) above, shall be paid by the GRI its allowances which provided for in the Act providing for the Compensation for the Public Service Personnel in the Regular Government Service.
 - (4) Officials to be dispatched by the GOJ other than items (2) and (3) above shall be paid by the GRI special allowance which provided for in the Act concerning Treatment of Officials to be dispatched by the GOJ.
 - (5) Of travel expenses for the officials to be dispatched by the GOJ, Travel expenses for returning to Japan proper after resignation shall be covered by the GOJ and other travel expenses shall be covered by the GRI.

4. Salaries and Travel Expenses for Officials

dispatched by the GRI

(1) Officials to be dispatched by the GRI to the GOJ shall be paid by the GOJ all allowances which provided for in the Law concerning Compensation of Employees in the Regular Service (Law No. 95, 1950).

(2) Of travel expenses for the officials to be dispatched by the GRI to the GOJ, travel expenses for returning to Okinawa after resignation shall be covered by the GRI and other travel expenses shall be covered by the GOJ.

5. Service-connected Accident Compensations and

Welfare for Officials to be dispatched by the GOJ

(1)

- (1) Service-connected Accident Compensation for officials to be dispatched by the GOJ to the GRI and concurrently attached to the OBONTA shall be paid in accordance with the Government Employees-Accident Compensation Law (Law No. 191, 1951) and for officials other than described above shall be paid in accordance with the Act concerning Compensation for Accident of the Public Service Personnel of the Government of the Ryukyu Islands (Act No. 130, 1969).
- (2) In regard to welfare matters for officials to be dispatched by the GOJ to the GRI and still have the status of the GOJ, such as mutual benefit association, the system which is currently applied to the officials shall be applied.

(3)

(3) Housing for the officials to be dispatched by the GOJ to the GRI, shall be furnished individually under consultations between the GOJ and GRI.

6. Service-connected Accident Compensations and Welfare for the Officials to be dispatched by the GRI ~~to the GOJ~~

(1) The service-connected accident compensation for the officials to be dispatched by the GRI to the GOJ shall be paid in accordance with the Government Employees-Accident Compensation Law.

(2) In regard to welfare matters for officials to be dispatched by the GRI to the GOJ, such as mutual benefit associations, the system which

is

is currently applied to the GOJ officials shall be applied.

(3) Housing for the officials to be dispatched by the GRI to the GOJ shall be furnished individually under considerations between the GOJ and the GRI.

7. Notification of Matters in Personnel Records

The GOJ and the GRI shall notify to each other personnel records of the officials.

8. Terms of Dispatchment

Terms of dispatchment of the officials of the GOJ and the GRI shall be to March 31, 1972, and the terms may be extended. *the date of*

2/9/21 02:27 PM (2)

MEMORANDUM

Concerning the Personnel Exchange
between the Government of Japan
and the Government of the Ryukyu Islands

(Draft)

1. Purpose of the Memorandum

This Memorandum shall provide for the rules and procedures necessary for the personnel exchange between the Government of Japan (hereinafter referred to as "GOJ") and the Government of the Ryukyu Islands (hereinafter referred to as "GRI") based on the Recommendation No. 35 of the Advisory Committee to the High Commissioner of the Ryukyu Islands ("Promotion of Personnel Exchange") and other recommendations in connection with the personnel exchange, with a view to raising administrative standards in Okinawa as a part of the preparations for the reversion of Okinawa.

2. Decision of Assignment

The officials to be dispatched by GOJ to GRI and by GRI to GOJ shall be selected respectively through the recommendations of GOJ and through those of GRI, based on the personnel exchange program to be agreed upon between GOJ and GRI, and under the mutual understanding of both Governments.

3.

3. The Status of Officials dispatched by GOJ and those dispatched by GRI

(1) GRI shall employ, in accordance with the required procedures, officials dispatched by GOJ in accordance with Section 2. above as duly appointed GRI officials.

(2) GOJ shall employ, in accordance with the required procedures, officials dispatched by GRI in accordance with Section 2. above as duly appointed GOJ officials.

4. Entry into Force of the Memorandum

This memorandum shall come into effect as of the date when it is signed by GOJ and GRI, and when USCAR gives its approval for the signature by GRI.

Date:

Date:

Director,
General Affairs Division,
Okinawa-Northern
Territories Agency, GOJ

Director,
General Affairs Department,
GRI

On behalf of the High Commissioner,
I hereby concur this Memorandum.

Date:

Director,
General Affairs Department,
USCAR

人数 13名 他12名柱

人事交流予定者のメモ

1. 行政府関係

氏名	現官職名	前歴	琉球政府に於ける地位	交流目的
箱見俊明	建設大臣官房技術調査官 Technical Investigator of Minister's Secretariat, Ministry of Construction		建設局参事官	行政指導
小野寺秀雄	富山県土木部次長 Vice Head, Department of Construction of Toyama Prefectural Government	・富山県法規審査委員会幹事 ・憲法調査会事務局調査才3係長 ・自治省財政再建課付 ・奈良県土木部経理課長 ・三重県総務部地方課長	総務局参事官	行政指導
平尾久雄	公営企業金融公庫経理部資金課次長 Vice-Chief of Providing and Administering Fund Section, Management Dept. of Finance Co-operation of Local Public Enterprises	・滋賀県総務部文書統計課法規係長 ・自治大臣官房総務課企画係長 ・岡山県企画部統計課長 ・自治大臣官房総務課課長補佐 ・公営企業金融公庫副参事	企画局参事官	行政指導
渡辺 武	農林省農林経済局統計調査部 管理課課長補佐 Assistant Chief of Management Division, Statistics Survey Department, Ministry of Agriculture and Forestry	・農林省畜産局畜産課企画法令係長 ・ " 経済局総務課総務係長 ・ " 農地局管理部管理課補佐	農林局参事官	行政指導

氏名	現官職名	前歴	琉球政府における地位	交流目的
森 明三郎 （森 明三郎）	沖縄北方対策庁沖縄事務局 勤務	<ul style="list-style-type: none"> ・巡視船「五石砲術長 ・新潟海上保安部警備救難課 警備係長 ・下田海上保安部巡視船「おたけ」船長 ・中二管区海上保安本部警備救難 部救難課長 [甲種一等航海士] 	琉球警察本部保安部保安課 救難艇「おたけ」船長	技術指導
浦井 常勝 （浦井 常勝）	沖縄北方対策庁沖縄事務局 勤務	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪海上保安部警備救難課救 難係 ・下田海上保安部巡視船「おたけ」機 関士 ・尾鷲海上保安部巡視機関長 [甲種二等航海士] 	琉球警察本部保安部保安課 救難艇「おたけ」機関長	技術指導
有村 明 （有村 明）	沖縄北方対策庁沖縄事務局 勤務	<ul style="list-style-type: none"> ・防衛庁北部方面統監部化学課 勤務 ・札幌地区病産勤務 ・農林省動物検疫所最高防疫官 [獣医師免許] 	琉球政府動物検疫所検疫官	技術指導

2 琉球大学保健学部

氏名	現(元)職名	琉球大学における地位
松林久吉 <small>まつばやし ひさきち</small>	元 慶応大学医学部教授	保健学部長
杉浦正輝 <small>すぎうら まさあき</small>	埼玉大学教授 2014年?	保健学部教授
松崎吉彦 <small>まつざき よしひこ</small>	鹿児島大学医学部助教授	保健学部教授
佐野一 <small>さの はじめ</small>	九州大学医学部講師	保健学部教授
桜井隆 <small>さくらい たか</small>	東京大学医学部助手	保健学部助教授
加納隆至 <small>かのう たかゆき</small>	(元) 華頂短期大学講師	保健学部助教授

45/10/8
在東京大学に在学

Name Mr. Hideo ONODERA

Present Rank

Assistant Chief of General Affairs Division,
Minister's Secretariat, Ministry of Home Affairs

Parent Organization

Ministry of Home Affairs

Personal History

Mar. 1954	Graduated from Law Faculty, Tohoku University
Apr. "	Entered into Ministry of Home Affairs
" "	Iwate Prefectural Government (General Affairs Dept.)
Aug. 1961	Chief of Accounting Section, Public Works Dept., Nara Prefectural Government
Aug. 1963	Chief of Local Affairs Section, General Affairs Dept., Mie Prefectural Government
Apr. 1967	Vice Head of Construction Department, Toyama Prefectural Government
Sep. 1970 - present	Above mentioned rank

Proposed Status in Okinawa

1st Grade of Employee in the Regular Service of
the GRI. Salary \$350.64 per month will be paid
by the GRI.

- 2 -

Proposed GRI job title and description

Counsellor attached to Planning Department

Proposed function in job

Administrative advice

Name Mr. Takeshi WATANABE

Proposed function in job

Present Rank

Assistant Chief of Management Division,
Agricultural Economic Bureau, Ministry of
Agriculture and Forestry

Administrative advice

Parent Organization

Ministry of Agriculture and Forestry

Personal History

Mar. 1957	Graduated from Law Faculty, Tokyo University
" "	Entered into Ministry of Agriculture and Forestry
Apr. 1962	Livestock Bureau, Ministry of Agriculture and Forestry
Nov. 1964	Economic Affairs Bureau of the Ministry
June 1966	Agricultural Land Bureau of the Ministry
Apr. 1969 - present	Above mentioned rank

Proposed Status in Okinawa

1st Grade Employee in the Regular Service of
the GRI. Salary \$350.64 per month will be
paid by the GRI.

Proposed GRI job title and description

Counsellor attached to Agriculture and Forest
Department

Name Mr. Takuo HIRAO

Present Rank

Assistant Chief of General Affairs Division,
Minister's Secretariat, Ministry of Home Affairs

Parent Organization

Ministry of Home Affairs

Personal History

Mar. 1958	Graduated from Law Faculty, Kyoto University
" "	Entered into Ministry of Home Affairs
Apr. 1958	Shiga Prefectural Government (Local Affairs Section)
May 1962	Ministry of Home Affairs
May 1965	Chief of Statistical Section, Okayama Prefectural Government
April 1969	Vice Chief of Providing and Administering Fund Section, Management Bureau, Finance Co- operation of Local Public Enterprise
Oct. 1970 -	above mentioned rank

Proposed Status in Okinawa

1st Grade of Employee of the Regular Service
of the GRI. Salary \$350.64 per month will be
paid by the GRI.

Proposed GRI job title and description

Counsellor attached to General Affairs Dept.

Proposed function in job

Administrative advice

Name Mr. Toshiaki INAMI

Present Rank

Technical Investigator, Minister's Secretariat,
Ministry of Construction

Parent Organization

Ministry of Construction

Personal History

Mar. 1955	Graduated from Faculty of Technology, Kyoto University
May 1960	Entered into Japan Highway Public Corporation
Nov. 1960	Entered into Ministry of Construction
May 1967	Chief of Road Planning Section, Kyushu Regional Construction Bureau, Ministry of Construction
July 1969 - present	Above mentioned rank

Proposed Status in Okinawa

1st grade of Employee of the Regular Service of the
GRI. Salary \$350.64 per month will be paid by the
GRI.

Proposed GRI job title and description

Counsellor attached to Construction Department

Proposed function in job

Administrative advice

Name Mr. Meisaburo MORI

Present Rank

Official attached to the Okinawa Bureau,
Okinawa and Northern Territories Agency

Parent Organization

The Okinawa and Northern Territories Agency

Personal History

Mar. 1948	Graduated from Higher Mercantile Marine School
Jan. 1951	Entered into Maritime Safety Agency
Aug. 1962	Captain of the Horonai, patrol boat, attached to Wakkanai Maritime Safety Office
Apr. 1968	Chief, Rescue Section, Coast Guard Division, 2nd Regional Maritime Safety Headquarters
Aug. 1970 - present	above mentioned rank

Proposed Status in Okinawa

2nd Grade Employee in the Regular Service of
the GRI. Special allowance \$19.49 per month
will be paid by the GRI.
(Note: Salary will be paid by the GOJ.)

Proposed GRI job title and description

Captain, on board the Okinawa patrol boat,
attached to Security Section, Security
Division, Ryukyu Police Headquarters

Proposed function in job

Technical advice

Name Mr. Tsunekatsu URAI

Present Rank

Official attached to the Okinawa Bureau,
Okinawa and Northern Territories Agency

Parent Organization

The Okinawa and Northern Territories Agency

Special Skills

Engineer

Personal History

Mar. 1955	Graduated from Maritime Safety Academy
" "	Entered into Maritime Safety Agency
Feb. 1969	Chief Engineer of the Mogami, patrol boat attached to Owashi Maritime Safety Office
Aug. 1970 - present	above mentioned rank

Proposed Status in Okinawa

3rd Grade Employee in the Regular Service of the GRI. Special allowance \$19.49 per month will be paid by the GRI. (Note: Salary will be paid by the GOJ.)

Proposed GRI job title and description

Chief Engineer of the Okinawa, patrol boat,
attached to Security Section, Security
Division, Ryukyu Police Headquarters

Proposed function in job

Technical advice

Name Mr. Akira ARIMURA

Present Rank

Official attached to the Okinawa Bureau,
Okinawa and Northern Territories Agency

Parent Organization

The Okinawa and Northern Territories Agency

Special Skills

Veterinarian

Personal History

Mar. 1957	Graduated from Faculty of Agricultural Science, Kagoshima University
" "	Entered into Defence Forces Agency as veterinarian
Aug. 1966	Entered into Ministry of Agriculture and Forestry Animal Quarantine Doctor attached to the Animal Quarantine Office
Sept. 1969 - present	above mentioned rank

Proposed Status in Okinawa

(5th Grade Employee in the Regular Service of
the GOJ.) Special allowance \$4.53 per month
will be paid. (Note: Salary will be paid
by the GOJ.)

Proposed GRI job title and description

Quarantine Officer of the Animal Quarantine
Office of the GRI

Proposed function in job

Technical advice

Name Dr. Hisakichi MATSUBAYASHI

Present Rank

Official attached to the Okinawa Bureau,
Okinawa and Northern Territories Agency

Parent Organization

Okinawa Bureau, Okinawa and Northern
Territories Agency

Personal History

Apr. 1931	Graduated from Medical Faculty, Keio University
" "	Research Associate of the Faculty
May 1937	Lecturer of the Faculty
June 1938	Granted the degree of Doctor of Medicine
Feb. 1948	Professor of the Faculty
Oct. 1961	Dean of the Faculty
Sept. 1970 - present	above mentioned rank

Proposed Status in Okinawa

Dean of Health Science Dept., Ryukyu University

Salary \$410.00 per month will be paid by the
GRI.

Proposed function in job

Educational advice

Name Dr. Masateru SUGIURA

Present Rank

Professor of Saitama University

Parent Organization

Saitama University

Personal History

Sept. 1944 Graduated from Medical Faculty
of Osaka University

Aug. 1948 Finished the Doctor course of
the Medical Faculty, Tokyo
University

Jun. 1950 Granted the degree of Doctor of
Medicine

Apr. 1951 Assistant Professor of Faculty
of Education, Saitama University

Apr. 1966- Professor of the Faculty
present

Proposed Status in Okinawa

Professor of Health Science Dept., Ryukyu
University

Salary \$360.00 per month will be paid by the
GRI.

Proposed function in job

Educational advice

Name Dr. Yoshihiko MATSUZAKI

Present Rank

Assistant Professor of Medical Faculty,
Kagoshima University

Parent Organization

Kagoshima University

Personal History

Sept. 1944 Graduated from Manchurian
Medical University

Apr. 1950 - Lecturer of Medical Faculty,
present University of Medical Science
of Kagoshima Prefecture

Jan. 1955 Granted the degree of Doctor
of Medicine

July 1955 - Assistant Professor, Medical
present Faculty, Kagoshima University

Proposed Status in Okinawa

Professor of Health Science Dept., Ryukyu
University

Salary \$360.00 per month will be paid by the
GRI.

Proposed function in job

Educational advice

Name Mr. Hajime SANO

Present Rank

Lecturer of Medical Faculty, Kyushu University

Parent Organization

Kyushu University

Personal History

Mar. 1955 Graduated from Science Faculty,
Tokyo University

May 1957 Research Associate, Medical Faculty,
Kyushu University

Aug. 1960 - Lecturer of the Faculty
present

Proposed Status in Okinawa

Professor of Health Science., Ryukyu University

Salary \$360.00 per month will be paid by the
GRI.

Proposed function in job

Educational advice

Name Dr. Takashi SAKURAI

Present Rank

Research Associate of Medical Faculty,
Tokyo University

Parent Organization

Tokyo University

Personal History

Mar. 1959 Graduated from Medical Faculty,
Nagoya University

Mar. 1964 Finished the doctor course of
Medical Faculty, Tokyo
University

Apr. 1964 Granted the degree of Doctor of
Medicine

Apr. 1964 Research Associate, Medical
Faculty, Tokyo University

Proposed Status in Okinawa

Professor of Health Science Dept., Ryukyu
University

Salary \$360.00 per month will be paid by the
GRI.

Proposed function in job

Educational advice

Name Mr. Takashi KANO

Personal History

Mar. 1963	Graduated from Science Faculty, Kyoto University
Oct. 1969	Lecturer, Ryukoku University and Kacho College
Aug. 1970	Retired from the University and College

Proposed Status in Okinawa

Assistant Professor of Health Science Dept.,
Ryukyu University

Salary \$300.00 per month will be paid by the
GRI.

Proposed function in job

Educational advice

事務修正部

日本国政府及び琉球政府間の人事交流に関する覚書
に基づき昭和45年度人事交流計画(案)

日本国政府及び琉球政府間の人事交流に関する覚書に基づき
昭和45年度における人事交流は、次に(一)実施する。

(一)の計画により琉球政府に派遣される日本国政府職員(以下
「本土政府派遣職員」という。)は、次の職務の遂行について琉球政府に責任を

負うものと、日本国政府(以下「本土政府」という。)に派遣される琉球
政府職員(以下「琉球政府派遣職員」という。)は、次の職務の遂行
において本土政府に対し責任を負うものとする。

1. 本土政府派遣職員が派遣先及び人員

- | | |
|---------------------------|----|
| 行政府 参事官 | 4人 |
| (総務局長、企画局長、農林局長及び建設局長各1人) | |
| 農林局長 | 1人 |
| 琉球警察本部保安部救急班班長 | 2人 |
| 琉球大学保健学部長及び教員 | 7人 |

計 14人

総 理 府

2. 琉球政府派遣職員の派遣先及び人員

内閣法制局	1人
沖縄・北方対策庁	1人
豊後庁	1人
建設庁	1人
自治庁	1人
計	5人

3 本土政府派遣職員の給与及び旅費

(1) 本土政府派遣職員のうち沖縄、北方対策庁、沖縄事務局の職員及びの身元を有する者の給与については、琉球政府は、一般職の職員が給与に関する立法(1954年立法第53号)の規定に基づき給与を支給する。ただし、給料、扶養手当及び期末手当は支給しない。

(2) 本土政府派遣職員のうち琉球大学教員と称する者の給与については、琉球政府は、琉球大学教員の給与に関する立法(1966年立法第108号)の規定に基づき給与を支給する。ただし、給料、扶養手当及び期末手当は支給しない。

(3) 本土政府派遣職員のうち上記(1)及び(2)に規定する者以外のものの給与については、琉球政府は、一般職の職員が給与に関する立法の規定に基づき給与を支給する。

(4) 上記(1)及び(2)に規定する者には、琉球政府は、本土政府派遣職員が処遇に関する立法の規定に基づき特別の手当を支給する。

(5) 本土政府派遣職員のうち上記(1)及び(2)に規定する者の旅費については、沖縄への赴任及び沖縄からの帰任に要する旅費は本土政府の負担とし、その他の旅費は琉球政府の負担とする。

(6) 本土政府派遣職員のうち上記(3)に規定する者の旅費については、沖縄への帰任に要する旅費は本土政府の負担とし、沖縄への赴任に要する旅費及びその他の旅費は琉球政府の負担とする。

総 理 府

4 琉球政府派遣職員の給与及び旅費

(1) 琉球政府派遣職員の給与については、本土政府は一般職の職員に給与に
に因する法律(昭和25年法律第95号)の規定に基づき当該職員
に支給されるべき中心の給与を支給する。

(2) 琉球政府派遣職員に係る旅費については、本土からの帰任に要す
る旅費は琉球政府の負担とし、本土への赴任に要する旅費及び
その他の旅費は本土政府の負担とする。

5 本土政府派遣職員への公務災害補償及び福祉

(1) 本土政府派遣職員に係る公務災害補償については、沖縄北方
対策庁冲縄事務局の職員⁶¹⁷⁹身分と有する者には国家公務員災害補償法
(昭和26年法律第191号)の規定を適用し、その他の者は琉球
政府公務員災害補償法(1969年立法第130号)の規定を適用
する。

(2) 本土政府派遣職員に係る共済組合制度等の福祉については、
本土政府の職員たる^{地位を保有する}者には本土政府職員の福祉に因する制度を
適用する。

② 本土政府派遣駐員への住宅の供与については、別に本土政府と琉球政府との協議を要するものとする。

6 琉球政府派遣駐員への公務災害補償及び福祉

(1) 琉球政府派遣駐員に係る公務災害補償については、国家公務員災害補償法の規定を適用する。

(2) 琉球政府派遣駐員に係る共済組合等の福祉については、本土政府駐員への福祉に関する制度を適用する。

(3) 琉球政府派遣駐員への住宅の供与については、別に本土政府と琉球政府との協議を要するものとする。

7 人事記録事項の通報

本土政府及び琉球政府は、派遣した駐員の人事記録を相互に通報するものとする。

8 派遣期間

二の計畫による
本土政府派遣駐員及び琉球政府派遣駐員の派遣期間は、

昭和47年3月31日までの期間とする。ただし、本土政府及び琉球政府間の協議により、当該派遣期間を延長することもできる。

本土政府派遣職員の給与

	本土政府支給	琉球政府支給	備考
動物検査官	俸給 扶養手当 勤末手当 在勤手当	特殊勤務手当 通勤手当 超過勤務手当	
炊雜艇乗組員	俸給 扶養手当 在勤手当 勤末手当 勤奨手当	特殊勤務手当 通勤手当 暴風時手当 超過勤務手当	
琉球大学部長	俸給 扶養手当 在勤手当 勤末手当 勤奨手当	特別手当 学部長手当	
保健学部派遣職員	休暇者の給与 出張手当	特別手当 補導主任手当	
	私大出身者? 出張手当 (社会保険) 賃金費		
参事官	休暇者の給与	給料 特別調整額 扶養手当 勤末手当 特別手当 通勤手当	

休暇者9給与は、
扶養手当
勤末手当
通勤手当

総 理 府

○琉球大学教員の給与に関する立法

(一九六六年八月五日)

施行 一九六六年八月五日
法律 一九六六年八月一日 立法院第八四号(第一次改正)
一九六八年 七月二十七日 立法院第八三号(第二次改正)
一九六九年 九月二日 立法院第二八号(第三次改正)

立法院の議決した琉球大学教員の給与に関する立法に署名し、ここに公布す。

琉球政府立法院は、ここに次のとおり定める。

琉球大学教員の給与に関する立法

(目的) 第一条 この立法は、琉球大学教員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(定義) 第二条 この立法において琉球大学教員(以下「教員」という)とは、学長、教授、助教授、講師及び助手をいう。

(教員の給与) 第三条 教員(常勤を要しない者を除く。次条から第八条までにおいて同じ)の給与に関しては、この立法に定めるもののほか、琉球政府公務員の職階制に関する立法(一九五三年立法第六十七号)の規定に基づいて分類される職位を占める職員の場合による。ただし

前項ただし書の規定による待遇の算定等については、特例とする。

(職務の等級) 第四条 教員の受ける給料月額額は、別表のとおりとする。

(給料月額) 第五条 教員の受ける給料月額額は、次のとおりとする。

(初任給) 第六条 新たに教員となつた者の号給は、別表によるそれぞれの職務の等級の最低の号俸とする。ただし、これにより難い事情があるときは、その者の経歴を考慮して、それに相当する額の号給とすることができる。

(手当) 第七条 教員には、一般職の職員の給与に関する立法の規定による手当のほか、次の手当を支給する。

一 一部部長手当
二 附置・附属機関長手当
三 指導主任手当
四 普及課長手当
五 研究委員手当
六 夜間講義担当手当
七 入学試験手当

前項の金額は、支給される教員の職階、その他手当の支給に關し必要な事項は、琉球大学委員会が人事委員会の承認を得て定める。

(常勤を要しない教員の給与) 第八条 常勤を要しない教員には、講義一時間について、五ドルをこえない範囲内において、琉球大学委員会が人事委員会の承認を得て定める給与を支給する。

(他の立法の適用除外) 第九条 教員には、琉球政府公務員の職階制に関する立法は、適用しない。

第十條 教員には、琉球大学委員会が人事委員会の承認を得て定める給与を支給する。

前項の規定によつて昇給した教員の第一項の規定による昇給に要する期間の計算については、前項の規定による昇給直前の号給にいた期間は、その昇給直後の号給に定められている期間に遡算する。

一・二・五項：一節改正・四項：全節改正(一九六七年八月立法八四号)

第九編 教育・文化 第四章 学校教育 琉球大学教員の給与に関する立法

八三五の五一

学委員会が人事委員会の承認を得て定める。

(昇給) 第七條 教員が現に受けている号給を受けるに至つたときから、その号給について別表に掲げる昇給期間を良好な成績で勤務したときは、一号俸上位の号給に昇給させることができる。ただし、前条第一項ただし書の規定により号給が決定された場合において、他の教員との権衡上必要と認めるときは、人事委員会の承認を得て当該期間を短縮することができる。

2 教員の給料月額が、その属する職務の等級における最高の号給の額である場合は、その者が同一の職務の等級にある間は、昇給させることはできない。ただし、琉球大学委員会が人事委員会の承認を得て定める基準による場合は、この限りでない。

3 第一項の昇給の期日は、七月一日、十月一日、一月一日及び四月一日とする。

4 教員が生命の危険をおかして職務を遂行し、そのために危篤となり若しくは不具廃疾となつたとき、又は教員の功績が極めて顕著であるときは、他の一般職の職員の例により特に昇給させることができる。

5 前項の規定によつて昇給した教員の第一項の規定による昇給に要する期間の計算については、前項の規定による昇給直前の号給にいた期間は、その昇給直後の号給に定められている期間に遡算する。

一・二・五項：一節改正・四項：全節改正(一九六七年八月立法八四号)

第九編 教育・文化 第四章 学校教育 琉球大学教員の給与に関する立法

八三五の五一

人事交流予定者の名

要再回 森本

1. 行政府関係

氏名	現官職名	前歴	琉球政府における地位	交流目的
小見俊明	建設大臣官房技術調査官 Technical Investigator of Minister's Secretariat, Ministry of Construction		建設局参事官	行政指導
小野寺秀雄	富山県土木部次長 Vice Head, Department of Construction of Toyama Prefectural Government	・岩手県法規審査委員会幹事 ・憲法調査会事務局調査課長 ・自治省財政再建課付 ・奈良県土木部経理課長 ・三重県総務部地方課長	総務局参事官	行政指導
平尾多久雄	公営企業金融公庫経理部資金課長 Vice-Chief of Providing and Administering Fund Section, Management Dept. of Finance Co-operation of Local Public Enterprise	・滋賀県総務部文書統計課法規係長 ・自治大臣官房総務課企画係長 ・岡山県企画部統計課長 ・自治大臣官房総務課課長補佐 ・公営企業金融公庫副参事	企画局参事官	行政指導
渡辺武	農林省農林経済局統計調査部 管理課課長補佐 Assistant Chief of Management Division, Statistics Survey Department, Ministry of Agriculture and Forestry	・農林省畜産局畜産課企画法令係長 ・ " 経済局総務課総務係長 ・ " 農地局管理部管理課補佐	農林局参事官	行政指導

氏名	現官職名	前歴	琉球政府に於ける地位	交流目的
森 明三郎 もり ありさぶろ	沖縄北方対策庁沖縄事務局 勤務	<ul style="list-style-type: none"> ・巡視船「三砲術長 ・新潟海上保安部警備救難課 警備隊長 ・E田海上保安部巡視船「おひな丸」船長 ・水二管区海上保安本部警備救難 部救難課長 〔甲種一等航海士〕 	琉球警察本部保安部保安課 救難艇「おひな丸」船長	技術指導
浦井 常勝 うらい なるかつ	沖縄北方対策庁沖縄事務局 勤務	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪海上保安部警備救難課救 難係 ・下田海上保安部巡視船「おひな丸」 機関士 ・尾鷲海上保安部巡視機関長 〔甲種二等航海士〕 	琉球警察本部保安部保安課 救難艇「おひな丸」機関長	技術指導
有村 明 ありむら ありあき	沖縄北方対策庁沖縄事務局 勤務	<ul style="list-style-type: none"> ・防衛庁北部方面統監部化学課 勤務 ・札幌地区局限勤務 ・農林省動物検疫所畜防疫官 〔獣医師免許〕 	琉球政府動物検疫所検疫官	技術指導

琉球大学保健学部

氏名	現(元)職名	琉球大学における地位
松林久吉 <small>まつばやし ひさよし</small>	元慶応大学医学部教授	保健学部長
杉浦正輝 <small>すぎうら まさあき</small>	埼玉大学教授	保健学部教授
松崎吉彦 <small>まつざき よしひこ</small>	鹿児島大学医学部助教授	保健学部教授
佐野一 <small>さの いち</small>	九州大学医学部講師	保健学部教授
桜井隆 <small>さくらい たか</small>	東京大学医学部助手	保健学部助教授
加納隆至 <small>かのう たかゆき</small>	元華頂短期大学講師	保健学部助教授

後の法人税法(以下「新法」という。)の規定は、法人(新法第一條第二項に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の一九七〇年七月一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

3 青色申告書に係る規定は、法人の一九七一年一月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

4 新法第十一條第五項の規定は、法人の一九七一年一月一日以後最初に開始する事業年度開始の日前五年以上以内に開始した最初の事業年度以後の各事業年度分の欠損金額については、なお従前の例による。

5 一九七一年一月一日以後最初に開始する事業年度開始の日前に開始した各事業年度分の法人税についての新法第十一條第五項の規定の適用については、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一 一九六六年七月一日前に終了した各事業年度、当該各事業年度において青色申告書の提出があつたものとみなす。

二 一九六六年七月一日以後に終了し、一九六九年一月一日前に開始した各事業年度、当該各事業年度において改正前の法人税法(以下「旧法」という。)第二十七條又は第三十條の規定による申告書の提出があつた場合には、当該各事業年度において青色申告書の提出があつたものとみなす。

三 一九六九年一月一日以後開始する各事業年度、当該各事業年度において正確な計算に基づく旧法第二十七條若しくは第三十條の規定による申告書又は新法第二十七條若しくは第三十條の規定による申告書の提出があつた場合には、当該各事業年度において青色申告書の提出があつたものとみなす。

6 新法第十一條第六項の規定は、一九七〇年七月一日以後に生じた同項に規定する震災、風水害、火災その他の他項で定める災害による法人の損失の金額について適用する。

7 新法第五十三條の二の規定は、法人の一九七一年一月一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

立法院の議決した琉球政府及び本土政府等が派遣する職員に関する立法に署名し、ここに公布する。

一九七〇年八月二十七日

行政主席 屈 良 昭 前

第六條 任命権者は、琉球政府派遣職員についてその派遣の必要がなくなつたときは、すみやかに当該職員を職務に復帰させなければならない。

2 琉球政府派遣職員は、その派遣の期間が満了したときは、職務に復帰するものとする。

(琉球政府派遣職員における処遇)

第七條 琉球政府派遣職員が職務に復帰したときは、任用、給与その他における処遇について部内職員との均等を失することのないように適切な配慮がなされなければならない。

(他の立法の適用除外)

第八條 派遣職員には琉球政府公務員法(一九五三年立法第四号)第六十六條第二項の規定並びに派遣職員のうち、本土政府から休職措置により派遣された職員には第二号から第五号までの立法、事業団から派遣された職員には第二号以外の各号の立法及びその他の派遣職員には第一号から第五号までの立法は、適用しない。

一 琉球政府公務員災害補償法(一九六九年立法第三百十号)

二 医療保険法(一九六五年立法第八号)

三 公務員等共済組合法(一九六九年立法第五十四号)

四 公立学校教職員共済組合法(一九六八年立法第四十七号)

五 琉球政府公務員の退職手当に関する立法(一九五六年立法第三号)

2 琉球政府派遣職員には、前項第一号に掲げる立法は、適用しない。

(人事委員会規則への委任)

第九條 この立法の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この立法は、公布の日から起算して、

人事委員会規則第十六号

人事委員会は、琉球政府及び本土政府等が派遣する職員の処遇に関する立法(一九七〇年立法第十二号)の規定に基づき、琉球政府及び本土政府等が派遣する職員の給与等に関する規則を次のとおり定める。

一九七〇年八月二十七日

立法院の議決した琉球政府及び本土政府等が派遣する職員に関する立法に署名し、ここに公布する。

一九七〇年八月二十七日

行政主席 屈 良 昭 前

立法第十二号

琉球政府及び本土政府等が派遣する職員の処遇に関する立法

(目的)

第一條 この立法は、琉球政府と本土政府等との人事交流のため、本土政府及び雇用促進事業団(雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第十六号)に基づき設立された事業団をいう。以下「事業団」という。)から派遣された職員で琉球政府が採用した職員(以下「派遣職員」という。)並びに琉球政府が派遣した職員で本土政府が採用した職員(以下「琉球政府派遣職員」という。)の処遇について定めることを目的とする。

(給与に関する特例)

第二條 派遣職員のうち、人事委員会規則で定めるものには給与、扶養手当及び特別手当は、支給しない。

(特別手当)

第三條 派遣職員のうち、特定の資格若しくは特殊な技術を有するもの又は特殊な職務に従事するものには、特別手当を支給することができる。

2 前項の特別手当の支給を受けることができる者並びに当該手当の額及び支給方法については、人事委員会規則で定める。ただし、琉球大学に勤務する派遣職員の特別手当については、琉球大学教員の給与に関する立法(一九六六年立法第八号)第八條第二項の規定を準用する。

(琉球政府派遣職員の身分)

第四條 琉球政府派遣職員は、その派遣の期間中、琉球政府の職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

(琉球政府派遣職員の給与)

第五條 琉球政府派遣職員には、その派遣の期間中、給与及び請求手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

2 前項の規定による給与に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(琉球政府派遣職員の職務への復帰)

第六條 琉球政府及び本土政府等が派遣する職員の給与等に関する規則

(総則)

第一條 この規則は、琉球政府及び本土政府等が派遣する職員の処遇に関する立法(以下「法」という。)第二條、第三條第二項本文、第五條第二項及び第九條の規定に基づき、琉球政府派遣職員及び本土政府派遣職員の給与等に關し、必要な事項を定めるものとする。

2 本土政府派遣職員の給与等については、法又はこの規則に定めるものを除くほか、一級職員の例による。

3 琉球政府派遣職員については、その派遣の期間中、法又はこの規則で定める場合を除き、その他の給与は支給しない。

(給与に関する特例)

第二條 法第二條で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、給与、扶養手当及び請求手当は支給しない。

一 琉球大学保健室長及び臨時病院に配置される派遣職員

二 農林局環境衛生課長に配置される派遣職員

三 厚生局官古南館長に配置される派遣職員

四 労働局長倉庫課長に配置される派遣職員

五 琉球警察本部に配置される派遣職員

(特別手当の支給額及び支給額)

第三條 本土政府派遣職員のうち、特別手当を受けられる職員は、次の各号に掲げる職員とする。

一 琉球政府行政組織法(一九六一年立法第九号)第二十三條の二の規則で定める特例に配置される派遣職員

二 第二條第四号の派遣職員

2 前項第一号の職員に支給される特別手当の月額は、その者が派遣前前月に受けていた原給・扶養手当及び請求手当のそれぞれ百分の三十に相当する額の合計額とし、前項第二号の職員に支給される特別手当の月額は、その前に支給される俸給の百分の百に相当する額とする。

3 第一項第一号の職員には、請求手当の百分の三十に相当する額を、人事委員会が定める請求手当の支給の月に、前項の額に加えて支給する。

(琉球政府派遣職員の給与)

11月60 策外 琉球政府の
訂正を得る。送付

日本国政府及び琉球政府間の人事交流に関する覚書

1. 覚書の趣旨

この覚書は、沖縄の日本への復帰準備の促進を図るため、日米琉閣委
員会勧告第35号「人事交流の推進について」及びこれに関連するその他
の勧告に基づき、日本国政府（以下「本土政府」という。）及び琉球政府
のそれぞれの現行法令に従い、本土政府及び琉球政府間で実施される人事
交流に関し、必要な規則及び手続きを定めるものとする。

2. 派遣の決定

本土政府から琉球政府への職員派遣又は琉球政府から本土政府への職
員の派遣は、琉球列島高等弁務官の同意を得て本土政府と琉球政府との間
で合意した人事交流計画に基づき、本土政府又は琉球政府がそれぞれ派遣
すべき者を推せんして行なうものとする。

3. 本土政府派遣職員及び琉球政府派遣職員の身分

- (1) 琉球政府は、主記に基づき本土政府が派遣した者を、所要の手續を経て、琉球政府職員として正式に任用する。
- (2) 本土政府は、主記に基づき琉球政府が派遣した者を、所要の手續を経て、本土政府職員として正式に任用する。

4. 覚書の実施

この覚書は、日本国政府及び琉球政府が署名を終え、かつ琉球政府の署名について米国民政府の承認が与えられた日に効力を発する。

第四條 琉球政府派遣職員には、その派遣の期間中給与及び期末手当のそれぞ
れの百分の百を支給する。
（琉球政府派遣職員は、その派遣の期間中給与又は給料月額を調整）
第五條 琉球政府派遣職員が職務に復帰したときは、給与法第六條の二及び初
任給・昇給・昇任等の基準（一九六一年人事委員会規則第九号）第四條の三
の規定を準用し、その者の号給又は給料月額を調整することができる。
2. 前項により号給又は給料月額を調整する場合の派遣期間の換算率は、三分
の三以下とする。
（支給方法）
第六條 第三條及び第四條に規定する給与の支給方法は別に定める。
附則
この規則は、公布の日から施行する。

販売所 発行所
総務局財政部用度課
総務局財政部文書課
印刷

日本国政府
沖縄・北方対策庁総務部長

昭和 年 月 日

琉球政府
総務局長

昭和 年 月 日

高等弁務官に代つて承認する。

米国民政府
総務部長

昭和 年 月 日

Memorandum on Personnel Exchange between
the Government of Japan and the Government of
the Ryukyu Islands

1. (Purpose of the Memorandum)

This Memorandum shall provide for the rules and procedures necessary for the personnel exchange to be carried out between the Government of Japan (hereinafter referred to as "GOJ") and the Government of the Ryukyu Islands (hereinafter referred to as "GRI") in accordance with their respective laws and regulations in force, based on the Recommendation No. 35 of the Advisory Committee to the High Commissioner of the Ryukyu Islands ("Promotion of Personnel Exchange") and other recommendations in connection with the personnel exchange, with a view to facilitating the preparations for reversion of Okinawa to Japan.

2. (Decision of Assignment)

The officials to be dispatched by the GOJ to the GRI and those to be dispatched by the GRI to the GOJ shall be selected by the respective governments in accordance with the Personnel Exchange Programs to be agreed upon between the GOJ and the GRI after concurrence by the High Commissioner of the Ryukyu Islands.

3. (The Status of Officials Dispatched by the GOJ and Those Dispatched by the GRI)

(1) The GRI shall employ, in accordance with the required procedures, officials dispatched by the GOJ in accordance with Section 2 above as duly appointed GRI officials.

(2) The GOJ shall employ, in accordance with the required procedures, officials dispatched by the GRI in accordance with Section 2 above as duly

appointed GOJ officials.

4. (Entry into Force of the Memorandum)

This Memorandum shall come into effect as of the date when it is signed by the GOJ and the GRI, and when USCAR gives its approval for the signature by the GRI.

Director
General Affairs Department
Okinawa-Northern Territories Agency
Government of Japan

Date:

Director
General Affairs Department
Government of
the Ryukyu Islands

Date:

On behalf of the High Commissioner
I hereby concur in this Memorandum:

Chief of Administration
United States Civil Administration
of the Ryukyu Islands

Date:

本誌
41
70

意思統一はかる

人事交流参事官の活用

行政部4氏に発令

行政部4氏、本土政府の人事交流計画に基づいて本土から四人の参事官を受け入れることになり、四日発令した。

本土の人事交流は、六九年九月、日米協定案の締結に基づいて準備が進められていたもので、「沖縄における行政の向上」を目的として、本土から参事官を受け入れることになった。参事官は、本土の行政官を本土に呼び寄せ、本土の行政官が参事官として本土に赴き、本土の行政官と参事官との間で、交流の促進を図る。参事官は、本土の行政官と参事官との間で、交流の促進を図る。参事官は、本土の行政官と参事官との間で、交流の促進を図る。

参事官の活用については、行政部4氏に発令した。参事官は、本土の行政官と参事官との間で、交流の促進を図る。参事官は、本土の行政官と参事官との間で、交流の促進を図る。参事官は、本土の行政官と参事官との間で、交流の促進を図る。

参事官の活用については、行政部4氏に発令した。参事官は、本土の行政官と参事官との間で、交流の促進を図る。参事官は、本土の行政官と参事官との間で、交流の促進を図る。参事官は、本土の行政官と参事官との間で、交流の促進を図る。